

## 第3回

# 松江市・東出雲町 合併任意協議会

会議資料



日時：平成22年1月13日（水）午後2時

場所：東出雲町民会館

## 目 次

### 議 事

議案(1) 合併の方式について(継続協議)	1
議案(2) 合併の期日について(継続協議)	2
議案(3) 合併後の市の名称について(継続協議)	3
議案(4) 合併後の市の事務所の位置について(継続協議)	4
議案(5) 財産及び債務の取扱いについて(継続協議)	5
議案(6) 特別職の身分の取扱いについて(継続協議)	6
議案(7) 一般職の職員の身分の取扱いについて(継続協議)	7
議案(8) 消防団の取扱いについて(継続協議)	8
議案(9) 条例、規則等の取扱いについて	9
議案(10) 事務組織及び機構の取扱いについて	14
議案(11) 一部事務組合等の取扱いについて	28
議案(12) 公共的団体等の取扱いについて	36
議案(13) 補助金、交付金等の取扱いについて	43
議案(14) 防災関係の取扱いについて	50
議案(15) 広報、広聴事業の取扱いについて	59
議案(16) 民生児童委員の取扱いについて	61
議案(17) 環境衛生業務に係る手数料等の取扱いについて	66
議案(18) 学校給食費の取扱いについて	73
議案(19) 小中学校の通学区域等の取扱いについて	76

議案（１）

合併の方式について、下記のとおり提案する。

平成２１年１２月１７日提出

松江市・東出雲町合併任意協議会会長 松 浦 正 敬

合併の方式について（継続協議）

合併の方式は、八束郡東出雲町の区域を松江市に編入する編入合併とする。

議案（２）

合併の期日について、下記のとおり提案する。

平成２１年１２月１７日提出

松江市・東出雲町合併任意協議会会長 松 浦 正 敬

合併の期日について（継続協議）

合併の期日は、平成２３年度中とする。  
具体的な期日については、法定協議会設置後に協議する。

議案（３）

合併後の市の名称について、下記のとおり提案する。

平成２１年１２月１７日提出

松江市・東出雲町合併任意協議会会長 松 浦 正 敬

合併後の市の名称について（継続協議）

合併後の市の名称は、松江市とする。

議案（４）

合併後の市の事務所の位置について、下記のとおり提案する。

平成２１年１２月１７日提出

松江市・東出雲町合併任意協議会会長 松 浦 正 敬

合併後の市の事務所の位置について（継続協議）

合併後の市の市役所の位置は、松江市末次町８６番地とする。  
また、合併時には、東出雲町役場の位置に支所を置く。

議案（５）

財産及び債務の取扱いについて、下記のとおり提案する。

平成２１年１２月１７日提出

松江市・東出雲町合併任意協議会会長 松 浦 正 敬

財産及び債務の取扱いについて（継続協議）

東出雲町の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて松江市に引き継ぐ。

議案（６）

特別職の身分の取扱いについて、下記のとおり提案する。

平成２１年１２月１７日提出

松江市・東出雲町合併任意協議会会長 松 浦 正 敬

特別職の身分の取扱いについて（継続協議）

東出雲町の特別職の職員（教育長を含む。）は、合併期日の前日をもって失職する。  
ただし、議会の議員、農業委員会の委員及び消防団員については、別に協議する。

議案（ 7 ）

一般職の職員の身分の取扱いについて、下記のとおり提案する。

平成 2 1 年 1 2 月 1 7 日提出

松江市・東出雲町合併任意協議会会長 松 浦 正 敬

一般職の職員の身分の取扱いについて（継続協議）

- （ 1 ）東出雲町の一般職の職員は、すべて松江市の職員として引き継ぐものとする。
- （ 2 ）任免及び勤務条件については、人事管理や職員の処遇の適正化の観点から調整し、松江市の制度に統一を図る。
- （ 3 ）給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し、松江市の制度に統一を図る。

議案（８）

消防団の取扱いについて、下記のとおり提案する。

平成２１年１２月１７日提出

松江市・東出雲町合併任意協議会会長 松 浦 正 敬

消防団の取扱いについて（継続協議）

- （１）東出雲町消防団を松江市消防団に統合する。
- （２）東出雲町消防団の組織については、分団数や班の編成等を調整し、松江市消防団東出雲方面団とする。
- （３）東出雲町の消防団員は、すべて松江市の消防団員として引き継ぐものとする。
- （４）消防団員の定員、階級、任期、報酬及び出動手当等については、松江市の制度に統一する。
- （５）東出雲町消防団の装備、機庫及び資機材については、松江市消防団に引き継ぐものとする。

議案（ 9 ）

条例、規則等の取扱いについて、下記のとおり提案する。

平成 2 2 年 1 月 1 3 日提出

松江市・東出雲町合併任意協議会会長 松 浦 正 敬

条例、規則等の取扱いについて

条例、規則等については、松江市の条例、規則等を適用する。

ただし、各種事務事業の調整内容を踏まえ、必要に応じて条例、規則等の新規制定、一部改正を行う。

(参考資料)

## 条例、規則等に関する根拠法令(抜粋)

『地方自治法』

(地方公共団体の法人格とその事務)

第2条(略)

2 普通地方公共団体は、地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるものを処理する。

3～17(略)

(条例の制定及び罰則の委任)

第14条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第2条第2項の事務に関し、条例を制定することができる。

2～3(略)

(規則)

第15条 普通地方公共団体の長は、法令に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則を制定することができる。

2(略)

## 説明

### 【新設合併の場合】

合併関係市町村が消滅するため、それまで施行されていた条例、規則等はすべて失効し、新市の条例、規則等が施行されることとなる。ただし、新市の条例、規則等が施行されるまでの間は、新市の長の職務執行者は従来その地域に施行されていた条例、規則等を当該地域に引き続き施行することができることとされている。なお、新市の長の職務執行者は、必要と認めるときは、新しい条例を専決処分により制定して施行することもできる。

いずれにしても、協議会において合併後、どのような条例、規則等を暫定的に適用するのか、あるいは新市の長の職務執行者が専決処分によってどのような条例を制定するのかなど、十分協議しておく必要がある。

### 【編入合併の場合】

編入される合併関係市町村の条例・規則は原則失効し、編入する市町村の条例・規則が適用される。この場合、編入する合併関係市町村は、合併協議会によって定めた各種特例のうち条例、規則等で定める必要のあるものの処理（税の不均一課税等）、新たに編入する市町村の施設として設置するための条例、規則等の整備を行うこととなる。

## 両市町例規数

(平成21年12月1日現在)

区分	松江市	東出雲町
条例	414	181
規則	326	156
その他 (要綱等)	268	206
合計	1,008	543

## 両市町特有の主な条例の一部

松江市	松江市議会基本条例
	松江市ひとにやさしいまちづくり条例
	松江市きれいなまちづくり条例
	松江市企業立地奨励条例
	松江市景観条例
	松江市屋外広告物条例
	松江市自転車等放置防止に関する条例
東出雲町	東出雲町犯罪のない安全で安心なまちづくり条例
	東出雲町産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防に関する条例
	東出雲町企業立地促進条例

各種施設設置条例、各種基金条例、各種特別会計条例等は除く

最近の合併事例における条例、規則等の取扱いについて

市町村名 合併年月日	関係市町村		合併 方式	取扱い内容
	市町村名	人口 (H17国調)		
佐世保市 (長崎県) H22.3.31 (予定)	佐世保市	248,041	編入	佐世保市の条例、規則等を適用する。ただし、江迎町、鹿町町のみ適用ある条例、規則等のうち佐世保市に引き継ぐものについては、現行の例により、新たに条例、規則等を制定する。各種事務事業の調整方針と関係する条例、規則等については、その調整等を踏まえて所要の改正を行うものとする。
	北松浦郡 江迎町	5,922		
	北松浦郡 鹿町町	5,390		
長野市 (長野県) H22.1.1 (予定)	長野市	378,512	編入	長野市の条例、規則等を適用するものとする。 ただし、各種行政制度・事務事業の調整内容を踏まえ、条例、規則等の新規制定、一部改正等を行うものとする。
	上水内郡 信州新町	5,535		
	上水内郡 中条村	2,525		
高崎市 (群馬県) H21.6.1	高崎市	245,100	編入	条例、規則等の取扱いについては、高崎市の条例、規則等を適用する。ただし、行政制度等の調整内容を踏まえ、必要に応じて、条例、規則等の制定、又は一部改正等を行うものとする。
	多野郡 吉井町	24,987		
前橋市 (群馬県) H21.5.5	前橋市	318,584	編入	前橋市の条例、規則等を適用する。ただし、事務事業の取扱い等の協議結果を踏まえ、合併と同時に所要の改正等を行うものとする。
	勢多郡 富士見村	22,320		
富士市 (静岡県) H20.11.1	富士市	236,474	編入	富士市の条例、規則等を適用する。ただし、各種事務事業等の調整内容を踏まえて、必要に応じ条例、規則等の制定、又は一部改正等を行うものとする。
	庵原郡 富士川町	16,823		
福島市 (福島県) H20.7.1	福島市	290,869	編入	条例、規則等は、福島市の条例、規則等を適用する。 ただし、各種事務事業の調整内容を踏まえ、必要に応じて条例、規則等の新規制定、一部改正等を行う。
	伊達郡 飯野町	6,488		

議案（ 10 ）

事務組織及び機構の取扱いについて、下記のとおり提案する。

平成 22 年 1 月 13 日提出

松江市・東出雲町合併任意協議会会長 松 浦 正 敬

事務組織及び機構の取扱いについて

- （ 1 ） 松江市の事務組織及び機構に統一する。
- （ 2 ） 本庁は、市全体に係る政策、施策、総合的な調整事務、管理事務等の本庁で一括処理することが適している事務を所掌する。  
支所は、本庁において処理する事務を除いて住民サービスを提供する機関とする。
- （ 3 ） 東出雲町の附属機関等は、原則として松江市の附属機関等に統合する。なお、東出雲町固有の附属機関等については、実態を考慮して調整する。

( 参考資料 )

## 事務組織及び機構に関する根拠法令 ( 抜粋 )

『地方自治法』

( 地方公共団体の法人格とその事務 )

第 2 条 地方公共団体は、法人とする。

2 普通地方公共団体は、地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるものを処理する。

3 市町村は、基礎的な地方公共団体として、第 5 項において都道府県が処理するものとされているものを除き、一般的に、前項の事務を処理するものとする。ただし、第 5 項に規定する事務のうち、その規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でないと認められるものについては、当該市町村の規模及び能力に応じて、これを処理することができる。

4 ~ 13 ( 略 )

14 地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

15 地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。

16 ~ 17 ( 略 )

( 委員会、委員及び附属機関の設置 )

第 138 条の 4 普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。

2 普通地方公共団体の委員会は、法律の定めるところにより、法令又は普通地方公共団体の条例若しくは規則に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則その他の規程を定めることができる。

3 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

( 支庁・地方事務所・支所等の設置 )

第 155 条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、条例で、必要な地に、都道府県にあっては支庁 ( 道にあっては支庁出張所を含む。以下これに同じ。 ) 及び地方事務所、市町村にあっては支所又は出張所を設けることができる。

2 ~ 3 ( 略 )

( 内部組織の設置 )

第 1 5 8 条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、必要な内部組織を設けることができる。この場合において、当該普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の設置及びその分掌する事務については、条例で定めるものとする。

2 普通地方公共団体の長は、前項の内部組織の編成に当っては、当該普通地方公共団体の事務及び事業の運営が簡素かつ効率的なものとなるよう十分配慮しなければならない。

3 普通地方公共団体の長は、第 1 項の条例を制定し又は改廃したときは、遅滞なく、その要旨その他の総務省令で定める事項について、都道府県にあっては総務大臣、市町村にあっては都道府県知事に届け出なければならない。

( 支庁、地方事務所等の長 )

第 1 7 5 条 都道府県の支庁若しくは地方事務所又は市町村の支所の長は、当該普通地方公共団体の長の補助機関である職員をもって充てる。

2 前項に規定する機関の長は、普通地方公共団体の長の定めるところにより、上司の指揮を受け、その主管の事務を掌理し部下の職員を指揮監督する。

## 職員数（平成21年4月1日現在）

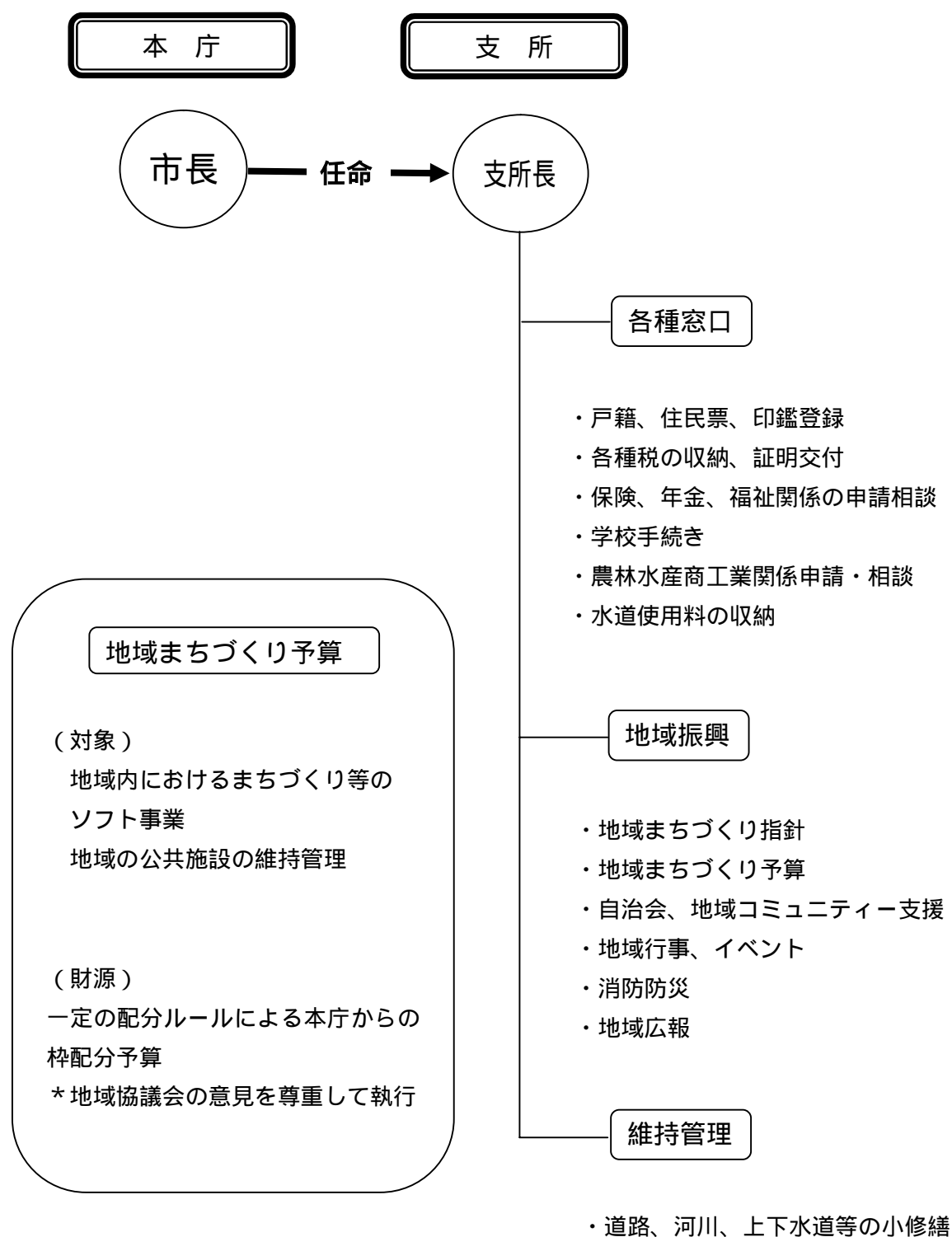
（人）

区 分	松江市		東出雲町	
	現員数	条例定数	現員数	条例定数
市町長部局	1,219	1,234	93	103
議会事務局	10	12	1	2
教育委員会事務局	263	320	18	16
選挙管理委員会事務局	4	5	(町長部局兼任)	1
監査委員事務局	6	7	(町長部局兼任)	1
農業委員会事務局	(市長部局兼任)	6	(町長部局兼任)	2
公平委員会事務局	1	1	-	-
消防職員	236	240	-	-
公営企業	647	729	(町長部局兼任)	(町長部局兼任8)
水道局	87	117	(町長部局兼任)	(町長部局兼任8)
ガス局	40	52	-	-
交通局	38	73	-	-
市立病院	482	487	-	-
合 計	2,386	2,554	112	125
一部事務組合	0	-	-	-
派 遣 等	17	-	-	-

行政組織（平成21年12月1日現在）

松江市			東出雲町
市長 副市長 副市長 （本庁組織） 政策部 政策企画課 総合交通政策室 秘書広報課 情報政策課 大橋川治水事業推進課 総務部 総務課 情報公開室 人事課 福利厚生室 行政改革推進課 防災安全課 原子力安全対策室 国際交流課 人権同和対策課 財政部 財政課 管財課 契約検査課 建設工事監理室 税務管理課 市民税課 固定資産税課 産業経済部 商工課 企業支援課 定住雇用推進課 農業企画課 農林課 水産振興課 観光振興部 観光文化ブランド推進課 歴史資料館整備室 観光振興課 市民部 市民生活相談課 消費・生活相談室 男女共同参画課 市民課 保険年金課 健康福祉部 保健福祉課 家庭相談室 監査指導課 子育て課 介護保険課 障害者福祉課 生活福祉課 健康推進課 健康まちづくり課	環境保全部 環境保全課 環境企画課 リサイクル都市推進課 環境施設建設課 清掃業務課 都市計画部 都市計画課 まちづくり推進課 都市景観課 建築指導課 公園緑地課 建設部 管理課 土木課 国県事業推進課 建築課 土地対策課 下水道業務課 下水道工務課 河川課  （支所組織） 鹿島支所 地域振興課 原子力対策室 市民生活課 建設管理課 島根支所 地域振興課 水産観光振興室 市民生活課 建設管理課 美保関支所 地域振興課 水産観光振興室 市民生活課 建設管理課 八雲支所 地域振興課 グリーンツーリズム推進室 市民生活課 建設管理課 玉湯支所 地域振興課 観光振興室 市民生活課 建設管理課 宍道支所 地域振興課 まちづくり推進室 市民生活課 建設管理課	八束支所 地域振興課 特産観光振興室 市民生活課 建設管理課  （出張所） 来待出張所  会計管理者 出納室  教育長 教育委員会事務局 教育総務課 学校管理課 教職員課 学校教育課 特別支援教育課 小中一貫教育推進課 学校給食課 人権同和教育課 生涯学習課 文化財課 史料編纂室 スポーツ課 鹿島分室 島根分室 美保関分室 八雲分室 玉湯分室 宍道分室 八束分室  消防本部 消防総務課 予防課 警防課 通信指令課  議会事務局 総務課 議事調査課  選挙管理委員会事務局 監査委員事務局 農業委員会事務局 公平委員会 固定資産評価審査委員会	町長 副町長  総務課 企画商工課 町民課 農林建設課 保健福祉課 上下水道課  会計管理者 出納室  教育長 教育委員会事務局    議会事務局  選挙管理委員会事務局 監査委員事務局 農業委員会事務局  固定資産評価審査委員会

## 支所概要



支所及び出張所の名称、組織、位置及び所管区域

名 称	支所組織	位 置	所管区域
松江市鹿島支所	地域振興課 * 原子力対策室 市民生活課 建設管理課	松江市鹿島町 佐陀本郷640番地1	松江市のうち平成17年3月30日における 鹿島町の区域
松江市島根支所	地域振興課 * 水産観光振興室 市民生活課 建設管理課	松江市島根町 加賀1175番地1	松江市のうち平成17年3月30日における 島根町の区域
松江市美保関支所	地域振興課 * 水産観光振興室 市民生活課 建設管理課	松江市美保関町 下宇部尾61番地2	松江市のうち平成17年3月30日における 美保関町の区域
松江市八雲支所	地域振興課 * グリーン・ツーリズム推進室 市民生活課 建設管理課	松江市八雲町 西岩坂316番地	松江市のうち平成17年3月30日における 八雲町の区域
松江市玉湯支所	地域振興課 * 観光振興室 市民生活課 建設管理課	松江市玉湯町 湯町1793番地	松江市のうち平成17年3月30日における 玉湯町の区域
松江市宍道支所	地域振興課 * まちづくり推進室 市民生活課 建設管理課	松江市宍道町 昭和1番地	松江市のうち平成17年3月30日における 宍道町の区域
松江市八束支所	地域振興課 * 特産観光振興室 市民生活課 建設管理課	松江市八束町 波入2060番地	松江市のうち平成17年3月30日における 八束町の区域
松江市来待出張所		松江市宍道町 上来待213番地の1	松江市のうち平成17年3月30日における 宍道町大字上来待、 大字西来待、大字東来待の区域

支所主幹課・・・支所内の連絡調整

\* は地域振興課に所属する内室で、旧町村区域の特色・特性を活かした地域振興を図るために設置。

## 支所の分掌事務詳細

課 名	事務内容
地域振興課	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 統計調査に関すること。</li> <li>(2) 町内会・自治会に関すること。</li> <li>(3) 文書の收受発送、保存その他文書管理に関すること。</li> <li>(4) 公印の管理に関すること。</li> <li>(5) 情報公開に関する受付並びに行政資料の収集及び管理に関すること。</li> <li>(6) 防災に関すること。</li> <li>(7) 島根原子力発電所の運転に伴う関係機関との情報連絡に関すること(鹿島支所、島根支所に限る。)</li> <li>(8) 島根原子力発電所の運転状況及び安全対策に関すること(鹿島支所、島根支所に限る。)</li> <li>(9) 交通安全対策の実施に関すること。</li> <li>(10) 所管区域内の市政広報等に関すること。</li> <li>(11) 集会所等整備の助成に関すること。</li> <li>(12) 防犯(防犯灯に関することを含む。)に関すること。</li> <li>(13) 地域協議会の事務に関すること。</li> <li>(14) 財産区に関すること(鹿島支所に限る。)</li> <li>(15) 庁舎の管理に関すること。</li> <li>(16) 庁用車の管理に関すること。</li> <li>(17) 消防団に関すること。</li> <li>(18) 選挙事務に関すること。</li> <li>(19) 信用保証料補給に係る受付に関すること。</li> <li>(20) 商工関係団体、消費者団体との連絡調整に関すること。</li> <li>(21) 島根県小規模企業育成資金の審査に関すること。</li> <li>(22) 中小企業信用保険法に関すること。</li> <li>(23) 所管区域における計量器検査に伴う事務に関すること。</li> <li>(24) 米の生産調整に関すること。</li> <li>(25) 農林水産関係団体との連絡調整に関すること。</li> <li>(26) 特産品等に関すること。</li> <li>(27) 畜産の振興に関すること。</li> <li>(28) 農林漁業災害(土木施設に関するものを除く。)に関すること。</li> <li>(29) 森林の保全に関すること。</li> <li>(30) 造林の推進及び管理に係る確認に関すること。</li> <li>(31) 森林法に基づく木の伐採許可に関すること。</li> <li>(32) 鳥獣保護及び狩猟に関すること。</li> <li>(33) 中山間地域等直接支払制度に関すること。</li> <li>(34) 農地流動化奨励金事業に係る受付に関すること。</li> <li>(35) 市民農園に関すること。</li> <li>(36) 農業委員会に関すること。</li> <li>(37) 水産業に関すること。</li> <li>(38) 漁港及び港湾に関すること。</li> <li>(39) 観光情報の発信に関すること。</li> <li>(40) 観光協会及び観光関係団体との連絡調整に関すること。</li> <li>(41) 観光施設の維持管理に係る調整に関すること。</li> <li>(42) 観光施設の占用(短期のものに限る。)に関すること。</li> <li>(43) 郷土行事に関すること。</li> <li>(44) コミュニティバスに関すること。</li> <li>(45) 支所内の連絡調整に関すること。</li> <li>(46) 市民憲章地区推進協議会に関すること。</li> </ul>
市民生活課	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 自動車臨時運行許可に関すること(八束支所に限る。)</li> <li>(2) 墓地経営許可の受付に関すること。</li> <li>(3) 墓地、埋葬等に関する法律に係る事務に関すること。</li> <li>(4) 死産届に関すること。</li> <li>(5) 穴道墓地の管理に関すること(穴道支所に限る。)</li> <li>(6) 戸籍関係の届出の受理及び記録事項証明等の交付に関すること。</li> <li>(7) 戸籍の記録整備に関すること。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>(8) 住民基本台帳(閲覧を除く。)に関する事。</li> <li>(9) 印鑑登録に関する事。</li> <li>(10) 外国人登録及び協定永住に関する事。</li> <li>(11) 市税、保険料、使用料及び手数料の収納に関する事。</li> <li>(12) 住民基本台帳カードの発行に関する事。</li> <li>(13) 住民基本台帳の異動に伴う児童及び生徒の転入学通知書の交付に関する事。</li> <li>(14) 市民税等の賦課資料の収集、調査及び検査に関する事。</li> <li>(15) 原動機自動車及び小型特殊自動車の標識交付、名義変更及び廃車に関する事。</li> <li>(16) 軽自動車税の身体障害者等減免申請受付に関する事。</li> <li>(17) 市税等の賦課及び納税に係る証明に関する事。</li> <li>(18) 土地、家屋及び償却資産に係る固定資産税課税台帳の縦覧及び閲覧に関する事。</li> <li>(19) 狂犬病の予防に関する事。</li> <li>(20) 騒音、振動及び悪臭の調査及び指導に関する事。</li> <li>(21) 水質保全に係る関係機関との連絡調整に関する事。</li> <li>(22) 犬猫等の死体処理に関する事。</li> <li>(23) 溝きよ及び下水の清掃に関する事。</li> <li>(24) 一般廃棄物処理手数料の減額及び免除に関する事。</li> <li>(25) 再資源化等推進事業補助金の受付に関する事。</li> <li>(26) 廃棄物の不法投棄の防止に関する事。</li> <li>(27) 廃棄物全般に関する苦情に関する事。</li> <li>(28) 国民年金に関する事。</li> <li>(29) 国民健康保険に関する事。</li> <li>(30) 高齢者の医療の確保に関する法律による特定健診、特定保健指導及び医療事業に関する事。</li> <li>(31) 出張所に関する事(宍道支所に限る。)</li> <li>(32) 生活保護に係る申請受付等に関する事。</li> <li>(33) 行旅病人及び行旅死亡人に関する事。</li> <li>(34) 戦没者等の遺族に対する弔慰金等に関する事。</li> <li>(35) 福祉サービスに係る苦情の受付に関する事。</li> <li>(36) 災害救助及び水難救助の一部に関する事。</li> <li>(37) 民生児童委員に関する事。</li> <li>(38) 児童手当、児童扶養手当及び特別児童扶養手当に係る申請受付等に関する事。</li> <li>(39) 乳幼児医療費及び福祉医療費の助成に係る申請受付及び医療証の交付等に関する事。</li> <li>(40) 未熟児養育医療に関する事。</li> <li>(41) 小児慢性特定疾患治療研究事業に関する事。</li> <li>(42) 身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付申請受付等に関する事。</li> <li>(43) 特別障害者手当及び障害児福祉手当に係る申請受付に関する事。</li> <li>(44) 身体障害者等に対する補装具、日常生活用具等の申請受付等に関する事。</li> <li>(45) 障害福祉サービスの申請受付等に関する事。</li> <li>(46) その他障害者福祉に係る申請受付等に関する事。</li> <li>(47) 介護保険に関する事。</li> <li>(48) 高齢者福祉手帳の交付に関する事。</li> <li>(49) 高齢者福祉サービスに関する事。</li> <li>(50) その他高齢者福祉に係る相談受付等に関する事。</li> <li>(51) 妊娠届の受理及び母子健康手帳の交付に関する事。</li> <li>(52) 保健事業に関する事。</li> <li>(53) 健康手帳の交付に関する事。</li> <li>(54) 予防接種手帳の交付に関する事。</li> <li>(55) 乳幼児健康カードの作成及び赤ちゃん手帳の交付に関する事。</li> <li>(56) 献血の推進に関する事。</li> <li>(57) 保育所及び幼稚園への入退所(園)及び保育料に関する事。</li> <li>(58) 児童クラブへの入会及び使用料に関する事。</li> <li>(59) 母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に関する事。</li> </ul>
--	---

建設管理課	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 市道、農道、林道及び法定外公共物の維持管理に関すること。</li> <li>(2) 市道、農道、林道及び法定外公共物に係る境界確認申請の受付に関すること。</li> <li>(3) 市道、農道、林道及び法定外公共物に係る占用(短期のものに限る。)に関すること。</li> <li>(4) 市道、農道、林道及び法定外公共物の工事施行承認申請並びに完了届の受付に関すること。</li> <li>(5) 法定外公共物等の境界確定、用途廃止及び用途変更に係る申請受付に関すること。</li> <li>(6) 河川の維持管理に関すること。</li> <li>(7) 農林漁業災害(土木施設に関すること。)に関すること。</li> <li>(8) 災害等の応急対応に関すること。</li> <li>(9) 都市計画図面の販売に関すること。</li> <li>(10) 公園の維持管理に関すること。</li> <li>(11) 公園の占用及び設置に係る申請受付に関すること。</li> <li>(12) 市営住宅の入居申込受付その他入居者の保管義務等及び使用料に関すること。</li> <li>(13) 違反建築物及び違反開発行為等に係る現地確認と関係機関への連絡等に関すること。</li> <li>(14) 国・県営事業に関すること。</li> <li>(15) 公共下水道事業、集落排水事業及び公設浄化槽事業に係る受益者負担金、分担金及び使用料に関すること。</li> <li>(16) 水洗便所改造資金融資に関すること。</li> <li>(17) 公共下水道施設、集落排水処理施設及び公設浄化槽の維持管理に関すること。</li> <li>(18) 簡易水道に関すること。</li> </ul>
原子力対策室 (鹿島支所) 水産観光振興室 (島根支所、美保関支所) グリーン・ツーリズム推進室 (八雲支所) 観光振興室 (玉湯支所) まちづくり推進室 (宍道支所) 特産観光振興室 (八束支所)	室は地域振興課の事務の一部を分掌することとし、分掌する事務は支所長が定める。
教育委員会分室	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 学校給食(玉湯分室に限る。)に関すること。</li> <li>(2) 公民館の運営に関すること。</li> <li>(3) 社会教育指導員と地域団体との連携に関すること。</li> <li>(4) 体育団体の育成指導に関すること。</li> <li>(5) 地域スポーツ・レクリエーション行事の指導奨励に関すること。</li> <li>(6) 所管する公の施設の管理運営に関すること。</li> <li>(7) 予算、決算の執行及び経理事務に関すること。</li> <li>(8) 分室内の庶務に関すること。</li> </ul>
全般	その他一般的事務についての便宜を提供し、連絡を図るほか、市民の便益に関する事務を所掌する。

附属機関(平成21年12月1日現在)

松江市			東出雲町		
附属機関名	構成人数	根拠法令	附属機関名	構成人数	根拠法令
松江市総合計画審議会	50人以内	松江市総合計画審議会設置条例	東出雲町基本構想審議会	10人以内	東出雲町基本構想審議会条例
松江市防災会議	60人以内(現員54)	災害対策基本法	東出雲町防災会議	21人(現員20)	災害対策基本法
松江市国民保護協議会	60人以内(現員57)	国民保護法	東出雲町国民保護協議会	20人以内	国民保護法
松江市水防協議会	規定なし(現員18)	水防法	東出雲町水防協議会	規定なし(現員8)	水防法
松江市交通安全対策協議会	40人以内(現員30)	交通安全対策基本法			
松江市暴走族根絶対策推進会議	規定なし(現員12)	松江市暴走族根絶対策推進条例			
松江市消防賞じゅつ金等審査委員会	3人	松江市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例	東出雲町消防賞じゅつ金審査委員会	6人	東出雲町消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例
松江市情報公開審査会	5人以内(現員5)	松江市情報公開条例	東出雲町情報公開審査会	5人以内	東出雲町情報公開条例
松江市個人情報保護審査会	5人以内(現員5)	松江市個人情報保護条例	東出雲町個人情報保護審査会	5人以内	東出雲町個人情報保護条例
松江市個人情報保護審議会	7人以内(現員7)	松江市個人情報保護条例	東出雲町個人情報保護審議会	7人以内	東出雲町個人情報保護条例
菅田会館運営審議会	17人	松江市立隣保館設置条例			
松尾会館運営審議会	16人	松江市立隣保館設置条例			
福原会館運営審議会	15人	松江市立隣保館設置条例			
松江市特別職報酬等審議会	10人	松江市特別職報酬等審議会条例	東出雲町特別職報酬等審議会	6人以内	東出雲町特別職報酬等審議会条例
名誉市民選定審議会	15人以内	松江市名誉市民条例			
松江市法令遵守審査会	3人以内(現員3)	松江市法令遵守推進条例			
松江市公務災害補償等認定委員会	5人	松江市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例	東出雲町公務災害補償等認定委員会	5人	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例
松江市公務災害補償等審査会	3人	の公務災害補償等に関する条例	東出雲町公務災害補償等審査会	3人	災害補償等に関する条例
			東出雲町行政財政改善審議会	10人以内	東出雲町行政財政改善審議会条例
松江市公の施設指定管理者選定審議会	13人	松江市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例			
要保護児童対策協議会	24人	児童福祉法			
松江市民生委員推薦会	14人	民生委員法	子ども支援ネットワーク会議	18人	児童福祉法
松江市福祉サービス苦情調整委員	2人	松江市福祉サービスに係る苦情の処理に関する条例	東出雲町民生委員推薦会	7人	民生委員法
松江市予防接種健康被害調査委員会	9人	予防接種法			
			東出雲町予防接種健康被害調査委員会	5人以内	予防接種法
松江市障害者自立支援審査会	25人	障害者自立支援法	東出雲町幼児教育審議会	10人	東出雲町幼児教育審議会条例
介護認定審査会	233人	介護保険法、松江市介護保険条例	東出雲町障害者自立支援審査会	7人	障害者自立支援法
老人ホーム入所判定委員会	6人	老人福祉法	介護認定審査会	21人	介護保険法、東出雲町介護保険条例
地域包括支援センター運営協議会	17人	介護保険法	老人ホーム入所判定委員会	5人	老人福祉法
松江市住居表示審議会	12人	松江市住居表示に関する条例	地域包括支援センター運営協議会	13人	介護保険法
			東出雲町住居表示委員会	10人以内	東出雲町住居表示に関する条例

松江市		東出雲町	
附属機関名	根拠法令	附属機関名	根拠法令
松江市男女共同参画審議会	15人 松江市男女共同参画推進条例	東出雲町男女共同参画審議会	13人 東出雲町男女共同参画推進条例
松江市国民健康保険運営協議会	21人 国民健康保険法	東出雲町国民健康保険運営協議会	9人 国民健康保険法
松江市生活環境保全審議会	15人 松江市の生活環境の保全に関する条例	東出雲町環境審議会	10人以内
松江市公共料金に関する審議会	15人以内 松江市公共料金に関する審議会条例		
都市計画審議会	15人 都市計画法	都市計画審議会	11人以内(現職10)
観光地区建築審査会	5人 松江国際文化観光都市建設計画観光地区建築条例		
松江市景観審議会	15人 松江市景観条例		
松江市屋外広告物審議会(H21年度発足予定)	15人 松江市屋外広告物条例		
松江市特別支援教育就学審議会	21人 松江市特別支援審議会条例		
社会教育委員の会	23人 社会教育法	社会教育委員の会	10人 社会教育法
松江市立図書館協議会	15人 図書館法	東出雲町立図書館協議会	8人 図書館法
松江市文化財保護審議会	20人以内(現職17) 文化財保護法 ・松江市文化財保護審議会条例	文化財専門委員の会	4人 文化財保護法 ・東出雲町文化財保護条例
奨学生選考委員会	6人以内 松江市奨学金貸付条例		
		公務災害見舞金審査会	5人以内 東出雲町職員公務災害見舞金支給条例
		東出雲町企業立地審査会	3人 東出雲町企業立地促進条例
		東出雲町菌体肥料による循環型農業の確立を目指す研究会	10人以内 東出雲町菌体肥料による循環型農業の確立を目指す研究会
松江市スポーツ振興審議会	13人 松江市スポーツ振興法 ・松江市スポーツ振興審議会条例		
松江市市政顧問	7人 松江市市政顧問設置条例		
鹿島地域協議会	20人以内(現職20) 松江市地域協議会設置条例		
島根地域協議会	20人以内(現職20) 松江市地域協議会設置条例		
美保関地域協議会	20人以内(現職20) 松江市地域協議会設置条例		
八雲地域協議会	20人以内(現職19) 松江市地域協議会設置条例		
玉湯地域協議会	20人以内(現職20) 松江市地域協議会設置条例		
宍道地域協議会	20人以内(現職20) 松江市地域協議会設置条例		
八束地域協議会	20人以内(現職20) 松江市地域協議会設置条例		

### 最近の合併事例における事務組織及び機構の取扱いについて

市町村名 合併年月日	関係市町村		合併 方式	取扱い内容
	市町村名	人口 (H17国調)		
長野市 (長野県) H22.1.1 (予定)	長野市	378,512	編入	<p>1 <u>信州新町役場及び中条村役場は支所とし、課制を廃止しスタッフ制とする。</u></p> <p>2 合併時の支所の組織については、住民サービスに急激な変化を来すことのないよう配慮して、段階的に再編見直しを行う。</p> <p>3 <u>信州新町及び中条村に置かれている附属機関等については、長野市の同種の附属機関等に統合するものとし、合併後の委員構成については、必要に応じ適切な措置を講ずる。</u></p> <p>4 <u>信州新町及び中条村の地域性から独自に設置されている附属機関等については、調整協議の内容を踏まえ、所要の措置を講ずる。</u></p>
	上水内郡 信州新町	5,535		
	上水内郡 中条村	2,525		
静岡市 (静岡県) H20.11.1	静岡市	700,886	編入	<p><u>静岡市の組織及び機構に統一する。</u></p> <p>なお、激変緩和のため<u>由比町の区域に平成20年11月1日の合併期日から平成21年3月31日までは、規模や機能を検討し、支所的機能を設置する。</u>その後は、支所的機能を段階的に縮小し、当分の間、事務所を置くものとする。</p> <p>(付帯意見) 由比町民の不安解消に向け最大限の努力をしてほしい。</p>
	庵原郡 由比町	9,600		
富士市 (静岡県) H20.11.1	富士市	236,474	編入	<p><u>富士市の組織及び機構に統一する。</u></p> <p>市民サービス向上のため、効率的・効果的な行政運営を目指し、行政改革を推進し、引き続き組織規模の適正化を図ることとする。また、<u>富士川地区、松野地区にまちづくりセンターを設置する。</u></p>
	富士川町	16,823		

市町村名 合併年月日	関係市町村		合併 方式	取扱い内容
	市町村名	人口 (H17国調)		
熊本市 (熊本県) H20.10.6	熊本市	669,603	編入	<u>熊本市の機構に統一し、組織の再編、見直しを行う。</u> <u>富含町については、区域を所管する総合支所を設置し、</u> <u>住民サービスの低下をきたすことのないよう適切な措</u> <u>置を講ずる。</u>
	下益城郡 富含町	7,962		
福島市 (福島県) H20.7.1	福島市	290,869	編入	(1) 組織及び機構については、次のとおりとする。 住民サービスの低下を招かないよう十分配慮した組 織機構とする。 住民にわかりやすく、利用しやすい組織機構とする。 地方分権や新たな行政課題に的確に対応できる組織 機構とする。 住民生活に急激な変化を来たすことがないように配 慮し、段階的に再編及び見直しを図る。 (2) <u>現在の飯野町役場は、支所として存続する。</u> 支所 の組織機構は、住民生活に急激な変化を来たすことが ないように配慮し、段階的に再編及び見直しを図る。 (3) 附属機関については、次のとおりとする。 <u>飯野町の附属機関は、原則として福島市の附属機関</u> <u>に統合する。</u> なお、飯野町固有の附属機関については、 実態を考慮して調整する。 委員構成については、地域性を配慮した適切な措置 を講ずる。
	伊達郡 飯野町	6,488		

議案（ 1 1 ）

一部事務組合等の取扱いについて、下記のとおり提案する。

平成 2 2 年 1 月 1 3 日提出

松江市・東出雲町合併任意協議会会長 松 浦 正 敬

一部事務組合等の取扱いについて

一部事務組合等の取扱いについては、次の方針により、合併時までに調整する。

- （ 1 ）松江市と東出雲町で構成している松江市、東出雲町山林組合は、合併の前日をもって解散し、当該組合の業務及び当該組合が所有する財産については、全て松江市に引き継ぐものとする。
- （ 2 ）島根県市町村総合事務組合については、松江市は引き続き加入し、東出雲町は合併の日の前日をもって脱退する。
- （ 3 ）島根県後期高齢者医療広域連合については、松江市は引き続き加入し、東出雲町は合併の日の前日をもって脱退する。
- （ 4 ）松江圏救急医療対策協議会については、松江市は引き続き加入し、東出雲町は合併の日の前日をもって脱退する。

(参考資料)

## 一部事務組合等の取扱いに関する根拠法令(抜粋)

『地方自治法』

(組合の種類及び設置)

第284条 地方公共団体の組合は、一部事務組合、広域連合、全部事務組合及び役場事務組合とする。

2 普通地方公共団体及び特別区は、第6項の場合を除くほか、その事務の一部を共同処理するため、その協議により規約を定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を得て、一部事務組合を設けることができる。この場合において、一部事務組合内の地方公共団体につきその執行機関の権限に属する事項がなくなったときは、その執行機関は、一部事務組合の成立と同時に消滅する。

3 普通地方公共団体及び特別区は、その事務で広域にわたり処理することが適当であると認めるものに関し、広域にわたる総合的な計画(以下「広域計画」という。)を作成し、その事務の管理及び執行について広域計画の実施のために必要な連絡調整を図り、並びにその事務の一部を広域にわたり総合的かつ計画的に処理するため、その協議により規約を定め、前項の例により、総務大臣又は都道府県知事の許可を得て、広域連合を設けることができる。この場合においては、同項後段の規定を準用する。

4～6(略)

(組織、事務及び規約の変更)

第286条 一部事務組合は、これを組織する地方公共団体の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次条第1項第1号、第4号又は第7号に掲げる事項のみに係る一部事務組合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。

2(略)

(解散)

第288条 一部事務組合を解散しようとするときは、関係地方公共団体の協議により、第284条第2項の例により、総務大臣又は都道府県知事に届出をしなければならない。

(財産処分)

第289条 第286条又は前条の場合において、財産処分を必要とするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定める。

(議会の議決を要する協議)

第290条 第284条第2項、第286条、第288条及び前条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

『地方自治法』

(協議会の設置)

第252条の2 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の事務の一部を共同して管理し及び執行し、若しくは普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図り、又は広域にわたる総合的な計画を共同して作成するため、協議により規約を定め、普通地方公共団体の協議会を設けることができる。

2 普通地方公共団体は、協議会を設けたときは、その旨及び規約を告示するとともに、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事に届け出なければならない。

3 第1項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。ただし、普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図るため普通地方公共団体の協議会を設ける場合は、この限りでない。

4～6 (略)

(協議会の組織の変更及び廃止)

第252条の6 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の協議会を設ける普通地方公共団体の数を増減し、若しくは協議会の規約を変更し、又は協議会を廃止しようとするときは、第252条の2第1項から第3項までの例によりこれを行わなければならない。

一部事務組合の状況（平成21年12月1日現在）

組合名	松江市	東出雲町	他構成市町村	共同処理事業内容	備考
松江市、東出雲町山林組合			-	山林共有地事務	
島根県市町村総合事務組合			県下全市町村	1.市町村振興に係る広域的事業 2.市町村振興センターの設置、管理運営 3.職員、議会職員の共同研修 4.常勤職員の退職手当の支給 5.非常勤職員の公務災害の認定、審査	松江市は4及び5の事業を除く
斐川宍道水道企業団		-	斐川町	水道事業	松江市の共同処理地域は宍道町
玉井斎場管理組合		-	境港市	火葬場の設置、管理運営	松江市の共同処理地域は美保関町、八束町、島根町

広域連合の状況（平成21年12月1日現在）

組合名	松江市	東出雲町	他構成市町村	共同処理事業内容	備考
島根県後期高齢者医療広域連合			県下全市町村	1.被保険者の資格管理に関する事務 2.医療給付に関する事務 3.保険料の賦課に関する事務 4.保健事業に関する事務 5.その他後期高齢者医療制度の施行に関する事務	

協議会の状況（平成21年12月1日現在）

組合名	松江市	東出雲町	他構成市町村	共同処理事業内容	備考
松江圏救急医療対策協議会			安来市	1.救急医療計画の策定及び実施に関する事務 2.救急医療計画の実施に関する連絡調整事務	

## 松江市、東出雲町山林組合概要

### 1. 設立

旧八束郡竹矢村（現松江市竹矢町）と旧出雲郷村（現東出雲町大字出雲郷）の共有山林の管理のための一部事務組合設立について、昭和33年2月3日に申請、昭和33年2月12日県知事許可

### 2. 共同処理事務

松江市と東出雲町の共有地に関する一切の事務

### 3. 議会

議員定数11名（松江市5名、東出雲町6名）

### 4. 両市町負担金

なし

### 5. 平成20年度決算状況

（歳入）

（単位：円）

款	項	目	金額	備考
1. 財産収入	1. 財産運用収入	1. 財産貸付収入	3,934	占用料
		2. 利子及び配当金	44,603	基金利息
2. 繰入金	1. 基金繰入金	1. 財政調整基金繰入金	0	
3. 繰越金	1. 繰越金	1. 繰越金	385,720	前年度繰越金
4. 諸収入	1. 諸収入	1. 預金利子	489	普通預金利息
		2. 雑入	56,300	定例会負担金
合計			491,046	

（歳出）

（単位：円）

款	項	目	金額	備考
1. 農林水産業費	1. 林業費	1. 林業総務費	348,452	・ 枯れ松撤去 ・ 議会開催費 ・ 松江八束森林組合賦課金
		2. 林業振興費	0	
2. 諸支出金	1. 財産処分交付金	1. 不動産売払交付金	0	
		2. 生産物売払交付金	0	
	2. 基金費	1. 財政調整基金費	44,603	基金利息
3. 予備費	1. 予備費	1. 予備費	0	
合計			393,055	

（基金）

基金名称	平成20年度末残高
財政調整基金	11,238,482 円

松江市、東出雲町山林組合共有山林調書

(平成21年12月現在)

所在地			地目	台帳面積 (㎡)	備考
大字	字	地番			
内馬	三沢	1345 -1	山林	17.00	H13売買 162.52㎡
内馬	"	1379 -9	"	77.00	
内馬	"	1381	"	100.00	
内馬	"	1384 -6	雑種地	27.00	
内馬	水越	1417 -3	保安林	669.00	
内馬	"	1418	"	754.00	
須田	堤谷	1742 -1	山林	58,070.00	
須田	"	1742 -2	"	7,749.00	
須田	"	1742 -3	"	2,072.00	
須田	"	1742 -4	"	699.00	
須田	堀谷	1767 -1	"	96,058.00	
須田	"	1767 -4	"	12,727.00	
須田	"	1767 -5	"	6,514.00	
須田	"	1767 -6	"	210.00	
須田	"	1767 -7	"	466.00	
須田	"	1767 -9	"	2,385.00	
須田	"	1767 -14	"	28.00	
須田	"	1767 -15	"	3,475.00	
須田	畑ヶ尻	1796 -1	"	94,373.00	
須田	大谷	1796 -5	"	42,358.00	
須田	金山谷	1796 -6	保安林	139,404.00	H17分収造林地
須田	ナメラ谷	1796 -8	"	79,837.00	H17分収造林地
須田	小屋谷	1796 -9	"	161,731.00	H10分収造林地
須田	ヨシケ谷	1796 -10	"	59,354.00	H10分収造林地
須田	イヒネケ谷	1796 -11	"	92,631.00	H10分収造林地
須田	川曲り	1796 -12	山林	82,554.00	
須田	大谷	1796 -39	"	1,088.00	
須田	"	1796 -40	"	34,114.00	
須田	"	1796 -41	"	836.00	
須田	"	1796 -42	"	14,446.00	
須田	金山谷	1796 -43	"	5,405.00	
須田	川曲り	1796 -44	"	12.00	
須田	"	1796 -45	"	410.00	
須田	"	1796 -46	"	168.00	
須田	畑ヶ尻	1796 -47	"	7,135.00	
須田	"	1796 -48	保安林	28,362.00	H10分収造林地
須田	"	1796 -49	山林	16,855.00	
須田	"	1796 -50	"	3,805.00	
須田	"	1796 -63	"	1,379.00	
須田	"	1796 -64	"	1,198.00	
須田	川曲り	1796 -68	"	32.00	
須田	"	1796 -69	"	0.99	
須田	"	1796 -71	"	825.00	
須田	"	1796 -73	"	142.00	
須田	"	1796 -75	"	224.00	
須田	"	1796 -76	"	168.00	
須田	"	1796 -78	"	216.00	
須田	"	1796 -80	"	126.00	
須田	中谷	1834 -1	"	159,821.00	H13売買 577㎡
須田	"	1834 -3	"	41,829.00	
内馬	三沢	1844 -1	"	121,847.00	
内馬	"	1844 -4	"	27,888.00	H13売買 469.44㎡
内馬	"	1846 -1	"	208.00	
内馬	別所越	1945 -1	"	96,964.00	
内馬	"	1945 -6	保安林	4,958.00	
内馬	"	1945 -8	"	1,219.00	
内馬	"	1945 -9	山林	8,038.00	
内馬	水越山	1953 -2	保安林	1,911.00	
内馬	"	1995 -1	山林	118,616.00	
内馬	"	1995 -2	保安林	20,869.00	
内馬	"	1995 -15	山林	90.00	
内馬	"	1995 -16	"	319.00	
内馬	"	1995 -17	"	484.00	
内馬	"	1995 -18	保安林	14,951.00	
内馬	"	1995 -19	"	31,653.00	
内馬	"	1995 -20	"	17,478.00	
内馬	"	1995 -21	"	10,423.00	
内馬	"	1995 -27	用悪水路	478.00	
内馬	"	1995 -29	"	0.95	
内馬	"	1995 -30	"	63.00	
内馬	"	1995 -32	"	34.00	
内馬	"	1995 -36	山林	1,627.00	
内馬	"	1995 -38	保安林	906.00	
内馬	"	1995 -39	山林	835.00	
内馬	"	1995 -54	"	8.45	現況宅地
内馬	"	1995 -55	"	44.00	現況宅地
計				1,744,848.39	

最近の合併事例における一部事務組合等の取扱いについて

市町村名 合併年月日	関係市町村		合併 方式	取扱い内容
	市町村名	人口 (H17国調)		
長野市 (長野県) H22.1.1 (予定)	長野市	378,512	編入	<p>1 <u>長野市と信州新町又は中条村が加入している一部事務組合等については、長野市として引き続き加入する。</u></p> <p>2 信州新町又は中条村が加入している一部事務組合等については、合併の前日をもって脱退する。</p> <p>3 <u>長野市と信州新町で構成している犀峡衛生施設組合は、合併の前日をもって解散し、犀峡衛生施設組合の財産は長野市が引き継ぐ。</u></p> <p>4 中条村が加入している西部衛生施設組合は、合併の前日をもって当該団体から脱退する。また、長野市としては加入しないこととする。</p> <p>5 <u>長野市と中条村で構成している長野市戸隠祖山林野組合は、合併の前日をもって解散し、長野市戸隠祖山林野組合の財産は長野市が引き継ぐ。</u></p> <p>6 信州新町土地開発公社については、合併の前日まで解散する。</p>
	上水内郡 信州新町	5,535		
	上水内郡 中条村	2,525		
気仙沼市 (宮城県) H21.9.1	気仙沼市	58,320	編入	<p>1 <u>気仙沼市と本吉町で構成する一部事務組合等については、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>気仙沼地方衛生処理組合については、合併の日の前日をもって解散し、合併の日にすべての事務、財産及び債務を気仙沼市に引き継ぐ。また、一般職の職員は、気仙沼市の職員として身分を引き継ぐ。</u></p> <p>(2) 気仙沼市、本吉町介護認定審査会及び気仙沼市、本吉町障害程度区分認定審査会については、合併の日の前日をもって廃止し、気仙沼市において合併の日に当該審査会を設置する。</p> <p>(3) 気仙沼市・本吉町合併協議会については、合併の日の前日までに廃止する。</p> <p>2 <u>気仙沼市及び本吉町が加入している一部事務組合等については、気仙沼市は引き続き加入し、本吉町は、合併の日の前日をもって脱退する。</u></p> <p>3 公平委員会に関する事務については、気仙沼市は、宮城県人事委員会へ引き続き委託し、本吉町は、合併の日の前日をもって委託を解除する</p>
	本吉郡 本吉町	11,588		

市町村名 合併年月日	関係市町村		合併 方式	取扱い内容
	市町村名	人口 (H17国調)		
真岡市 (栃木県) H21.3.23	真岡市	66,362	編入	<p>1. 一部事務組合等については、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>両市町で組織しているもの</u>  <u>真岡・二宮地区清掃事務組合については、合併の前日に解散する。組合の業務及び財産については、新市に引き継ぐ。</u></p> <p>(2) <u>両市町とも加入しているもの</u>  <u>芳賀地区広域行政事務組合については、引き続き真岡市として加入する。二宮町は、合併の前日をもって脱退する。</u>  <u>栃木県市町村総合事務組合について、栃木県市町村総合事務組合で処理している事務のうち、<u>両市町が該当するものについては、引き続き真岡市として加入する。二宮町が該当するものについては、合併の前日をもって脱退する。</u></u></p> <p>2. <u>両市町が加入している広域連合（栃木県後期高齢者医療広域連合）については、引き続き真岡市として加入する。二宮町は、合併の前日をもって脱退する。</u></p> <p>3. <u>公社（真岡市農業公社、真岡市土地開発公社）については、現行のとおり新市に引き継ぐ。</u></p> <p>4. <u>第3セクター（真岡鐵道株式会社、もおか鬼怒公園開発株式会社、真岡ケーブルテレビ株式会社）については、現行のとおり新市に引き継ぐ。</u></p>
	芳賀郡 二宮町	16,640		
福島市 (福島県) H20.7.1	福島市	290,869	編入	<p>(1) 福島県市町村総合事務組合、福島地方広域行政事務組合、福島地方水道用水供給企業団、伊達地方衛生処理組合、川俣方部衛生処理組合及び伊達地方消防組合については、<u>飯野町は、合併の日の前日をもって脱退する。</u></p> <p>(2) <u>福島地方土地開発公社については、合併時に両市町の組織を統合する。</u></p> <p><u>なお、その他の出資法人については、合併後に検討する。</u></p>
	伊達郡 飯野町	6,488		

議案（ 1 2 ）

公共的団体等の取扱いについて、下記のとおり提案する。

平成 2 2 年 1 月 1 3 日提出

松江市・東出雲町合併任意協議会会長 松 浦 正 敬

公共的団体等の取扱いについて

公共的団体等の取扱いについては、合併後の市の速やかな一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら、そのあり方について以下の方針により調整に努めるものとする。

- （ 1 ）両市町に共通する団体は、それぞれの団体の理解と協力を得ながら、できる限り合併時に統合できるよう、調整に努める。
- （ 2 ）統合に時間を要する団体は、将来の統合に向けて検討が進められるよう、調整に努める。
- （ 3 ）独自の団体については、原則として現行のとおりとする。

(参考資料)

## 公共的団体等の取扱いに関する根拠法令(抜粋)

『地方自治法』

(公共的団体等の監督)

第157条 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整を図るため、これを指揮監督することができる。

2 前項の場合において必要があるときは、普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等をして事務の報告をさせ、書類及び帳簿を提出させ及び実地について事務を視察することができる。

3～4 (略)

『市町村の合併の特例等に関する法律』

(国、都道府県等の協力)

第65条

1～5 (略)

6 公共的団体は、合併市町村の円滑な運営の確保及び均衡ある発展に資するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

7 合併関係市町村の区域内の公共的団体等は、市町村の合併に際しては、合併市町村の一体性の確立に資するため、その統合整備を図るよう努めなければならない。

### 【解説】

公共的団体とは

農業協同組合、森林組合、漁業組合その他の協同組合、商工会、商工会議所等の産業経済団体、老人ホーム、保育園、赤十字社、社会福祉協議会等の厚生社会事業団体、青年会、婦人会、文化協会、体育協会等の文化事業団体など、公共的な活動を営むものはすべて含まれ、公法人・私法人を問わないものとされています。

また、公共的団体等の事務所が当該地方公共団体の区域にあるときはもちろん、たとえ公共的団体等の主たる事務所がほかの地方公共団体の区域内にあっても、その支部なり、出張所が当該団体内に設けられているもの、さらには、支部又は出張所も設けられていないが、その公共的団体の活動が明らかに当該普通地方公共的団体の区域内において行われているというものも含まれると解されています。

なお、「公共的団体等の取扱い」には、附属機関、公社、事業団、第3セクター及び各市町村が任意に加入している任意の協議会等を含みません。これらは、他の協議項目で検討・確認されます。

主 な 公 共 的 団 体 等

松 江 市

東 出 雲 町

・松江市町内会・自治会連合会(28地区代表者28名)  
 【毎月開催の「まちづくりに係る連絡調整会議」に出席】  
 ・各地区自治会連合会(28地区)  
 【市報配布事業委託】  
 ・町内会・自治会(807団体)  
 【市報配布担当団体】  
 ・松江市連合婦人会  
 ・松江市交通安全協会  
 ・松江市防犯協会  
 ・松江市消費者問題研究会  
 ・社会福祉法人松江福祉会(指定管理者)  
 ・東津田母親クラブ  
 ・松江市保育研究会  
 ・白鳥クラブ(公立幼稚園通園時等の交通安全。保護者等)  
 ・松江赤十字乳児院(病児・病後児保育委託)  
 ・松江市立病院( " )  
 ・社会福祉法人つわぶき( " )  
 ・社会福祉法人比津ヶ丘保育園( " )  
 ・社団法人松江市シルバー人材センター  
 ・松江市食生活改善推進協議会  
 ・松江市食品衛生協会  
 ・松江市母子保健推進員協議会  
 ・松江市身障者福祉協会  
 ・松江市手をつなぐ育成会連合会  
 ・松江地区精神障害者家族会連絡協議会  
 ・松江小規模作業所連絡会福祉ショップ天神運営委員会  
 ・地域活動支援センター  
 ビ・フレンドینگ はばたき  
 松江あけぼの作業所 松江さくら会第一共同作業所  
 どんぐり館  
 ・松江市障害者自立支援協議会  
 ・松江福祉会  
 ・松江市社会福祉協議会  
 ・松江市老人クラブ連合会  
 ・松江市ボランティアセンター  
 ・社会を明るくする運動松江市実施委員会  
 ・松江市民生児童委員協議会連合会  
 ・松江地区更生保護女性会  
 ・松江地区保護司会  
 ・松江市母子会  
 ・社会福祉法人 松江福祉会  
 ・松江市遺族連合会、市内各地区遺族会  
 ・英霊にこたえる会松江支部  
 ・松江市原爆被爆者協議会  
 ・軍恩連盟松江支部  
 ・傷痍軍人会松江支部  
 ・松江観光協会  
 【支部数 7支部 会員数H21.3.31現在 865人】  
 松江支部 宍道町支部 八束町支部  
 島根町支部 玉造温泉支部 美保関町支部  
 鹿島町支部  
 ・松江商工会議所  
 ・まつえ北商工会  
 ・まつえ南商工会  
 ・松江ライオンズクラブ ・松江湖城ライオンズクラブ  
 ・松江葵ライオンズクラブ ・鹿島島根ライオンズクラブ  
 ・美保関ライオンズクラブ ・八雲ライオンズクラブ  
 ・宍道ライオンズクラブ ・八束ライオンズクラブ  
 ・松江ロータリークラブ ・松江東ロータリークラブ  
 ・松江南ロータリークラブ ・松江しんじ湖ロータリークラブ  
 ・松江市文化協会  
 【加盟団体数 113団体 9,047人(H21.8月現在)】  
 ・松江市土地改良区定款  
 【役員:理事15人(理事長1人含む)幹事4人  
 任期:4年(H20.3.30-H24.3.29)】  
 ・松江市スポーツ振興審議会

・自治会(87地区)  
 ・東出雲町婦人会  
 ・東出雲町交通安全協会  
 ・東出雲町防犯協会  
 ・東出雲町消費者問題研究会  
 ・東出雲町少年補導委員会  
 ・松江八束少年補導委員会  
 ・東出雲町ねりん活用センター  
 ・東出雲町食生活改善推進協議会  
 ・東出雲町食品衛生協会  
 ・東出雲町母子保健推進協議会  
 ・東出雲町身体障害者福祉協会  
 ・東出雲町手をつなぐ育成会  
 ・東出雲町精神障害者家族会(すみれ会)  
 ・地域活動支援センター  
 社会福祉法人 しのめ  
 ・東出雲町障害者自立支援協議会  
 ・東出雲町社会福祉協議会  
 ・東出雲町高齢者クラブ連合会  
 ・東出雲町ボランティアセンター  
 ・東出雲町社会を明るくする運動町民会議  
 ・東出雲町民生児童委員協議会  
 ・東出雲町更生保護女性会  
 ・東出雲町保護司会  
 ・東出雲町母子会  
 ・社会福祉法人 若幸会  
 ・出雲郷地区遺族会、意東地区遺族会  
 地区慰霊祭(2地区)  
 ・東出雲町原爆被爆者協会  
 ・県軍人恩給受給者連盟東出雲支部  
 ・東出雲町傷痍軍人会  
 ・東出雲町観光物産協会  
 【会員数 H21.3.31現在 101人】  
 ・東出雲町商工会  
 ・東出雲商業協同組合  
 ・東出雲町青色申告会  
 ・東出雲町防犯街路灯管理組合  
 ・東出雲町青年経営者会  
 ・松江法人会東出雲支部  
 ・学校給食物資納入組合  
 ・給食ボランティアひまわり会  
 ・東出雲ライオンズクラブ  
 ・東出雲町文化協会  
 【加盟団体数 5団体 124人(H21.8月現在)】  
 ・八束郡東出雲町土地改良区定款  
 【役員:理事8人以内(理事長1人含む)(現8人)  
 幹事3人以内(総括幹事1人含む)(現3人)  
 任期:4年(H20.9.1-H24.8.31)】

主  な  公  共  的  団  体  等	
松  江  市	東  出  雲  町
<ul style="list-style-type: none"> <li>・松江市体育指導委員協議会</li> <li>・松江市スポーツ少年団本部</li> <li>・松江市地域体育協会連合会</li> <li>・松江市教育研究会</li> <li>・松江市学校保健会</li> <li>・松江市立学校における学童の歯を守る会</li> <li>・PTA</li> <li>・学校事務連絡会 【小学校 34校、中学校 15校、学校事務職員 53名】</li> <li>・(財)松江市学校給食会</li> <li>・松江市小学校長会</li> <li>・松江市中学校長会</li> <li>・松江市小学校教頭会</li> <li>・松江市中学校教頭会</li> <li>・松江市人権・同和教育研究会</li> <li>・松江市地域人権・同和教育推進協議会</li> <li>・松江市地域人権・同和教育推進協議会連合会 (松江市人権・同和教育推進協議会)</li> <li>・松江市特別支援教育研究会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東出雲町体育指導委員連絡協議会</li> <li>・東出雲町スポーツ少年団本部</li> <li>・東出雲町体育協会</li> <li>・東出雲町教育研究会</li> <li>・東出雲町学校保健会</li> <li>・PTA</li> <li>・東出雲町学校事務連絡協議会 【小学校 3校、中学校 1校、事務職員 4名】</li> <li>・東出雲町学校給食会</li> <li>・東出雲町校長会</li> <li>・東出雲町教頭会</li> <li>・東出雲町園長会</li> <li>・東出雲町同和教育推進協議会</li> </ul>

## 最近の合併事例における公共的団体等の取扱い

市町村名 合併年月日	関係市町村		合併 の 方式	取扱い内容
	市町村名	人口 (H17国調)		
佐世保市 (長崎県) H22.3.31(予定)	佐世保市	248,041	編入	<p>1市2町で共通の目的を持った公共的団体については、新市の速やかな一体性を確立するため、各団体の実情を尊重しながら、可能な限り、合併時に統合するよう調整に努める。</p> <p>統合に時間を要する団体については、将来の統合に向けて検討が進められるよう調整に努める。</p>
	北松浦郡江迎町	5,922		
	北松浦郡鹿町町	5,390		
高崎市 (群馬県) H21.6.1	高崎市	245,100	編入	<p>公共的団体等の取扱いについては、新市の速やかな一体性を確保するため、それぞれの団体の実情を尊重しながら、次のとおり調整するものとする。</p> <p>(1) 目的が同一又は類似している団体については、それぞれの団体の理解と協力を得ながら、合併時に統合できるよう調整に努める。ただし、それぞれの団体の実情により合併時に統合できない団体は、合併後速やかに統合するよう調整に努めるものとする。</p> <p>(2) 統合に時間を要する団体については、将来の統合に向けて調整に努める。</p> <p>(3) 目的が同一又は類似している団体の中で、活動内容に大きな差異がある団体については、原則として現行のとおりとする。</p> <p>(4) 独自の団体については、原則として現行のとおりとする。</p> <p><b>【理由】</b></p> <p>公共的団体等の取扱いについては、住民の一体感の醸成を図るとともに、公共的団体等の設置目的が統一的に達成できるよう、統合に向けた調整が必要である。</p>
	多野郡吉井町	24,987		

市町村名 合併年月日	関係市町村		合併 の 方 式	取扱い内容
	市町村名	人口 (H17国調)		
前橋市 (群馬県) H21.5.5	前橋市	318,584	編入	<p>公共的団体等については、新市の速やかな一体性を確立するため、各種団体の実情を尊重しながら、次のとおり調整に努めるものとする。</p> <p>(1)両市村に共通している団体は、合併時に統合するよう調整に努めるものとする。</p> <p>(2)統合に時間を要する団体は、将来統合するよう調整に努めるものとする。</p>
	勢多郡富士見村	22,320		
富士市 (静岡県) H20.11.1	富士市	236,474	編入	<p>公共的団体等については、合併後の速やかな一体性を確保するため、各団体のそれぞれの経緯、実情等を尊重しながら、次のとおり調整に努める。</p> <p>(1)両市町の共通の目的をもった団体は、合併時に統合するよう調整に努める。また、統合に時間を要する団体については、将来的な統合に向けた検討が進められるよう調整に努めるものとする。</p> <p>(2)独自の目的を持った団体は、自主的な判断に委ねるものとする。</p>
	庵原郡富士川町	16,823		
福島市 (福島県) H20.7.1	福島市	290,869	編入	<p>公共的団体等については、合併後の速やかな一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら、次のとおり統合、整備に努める。</p> <p>(1)共通の目的を持った団体は、原則として合併時に統合できるよう調整に努める。なお、統合に時間を要する団体は、将来の統合に向け検討が進められるよう調整に努める。</p> <p>(2)独自の団体は、原則として現行のとおりとする。ただし、合併後に市全体の均衡が保たれるよう、その目的達成のため全市的に組織形成の必要がある団体については、その整備に努める。また、事業推進を目的に設立された団体で、合併後に当該事業の実施予定がないものについては廃止する。</p>
	伊達郡飯野町	6,488		

市町村名 合併年月日	関係市町村		合併 の 方 式	取扱い内容
	市町村名	人口 (H17国調)		
村上市 (新潟県) H20.4.1	村上市	30,685	新設	<p>新市の速やかな一体性を確立するため、各団体の実情を尊重しながら統合整備の指導に努めるものとする。</p> <p>(1) 5市町村で共通している団体は、合併時に統合できるよう調整に努める。</p> <p>(2) 何らかの事情で合併までに統合できない団体は、合併後速やかに調整に努める。</p> <p>(3) 統合に時間を要する団体は、継続して統合に向けた調整を行うよう指導する。</p> <p>(4) 独自の目的を持った団体は、原則として現行どおりとする。</p>
	岩船郡荒川町	11,105		
	岩船郡神林村	10,135		
	岩船郡山北町	7,291		
	岩船郡朝日村	11,489		
島田市 (静岡県) H20.4.1	島田市	96,078	編入	<p>公共的団体等は、合併後の市の一体性を確保するため、これまでの経緯や実情を踏まえ、統合又は再編に向けて調整に努める。</p> <p>(1) 両市町に共通している団体は、できる限り合併時に統合又は再編できるよう調整を図る。</p> <p>(2) 両市町に共通している団体で、実情等により合併時に統合できない団体は、合併後速やかに統合又は再編できるよう調整を図る。</p> <p>(3) 両市町に共通している団体又は単独で独自の目的を持った団体は、それぞれの団体の活動内容を精査し、可能であるものは統合又は再編できるよう調整を図り、それ以外の団体については現行のとおりとする。</p>
	榛原郡川根町	6,030		

議案（ 13 ）

補助金、交付金の取扱いについて、下記のとおり提案する。

平成 22 年 1 月 13 日提出

松江市・東出雲町合併任意協議会会長 松 浦 正 敬

補助金、交付金等の取扱いについて

補助金、交付金等の取扱いについては、従来からの経緯、実績等に配慮しつつ、公共的必要性・有効性・公平性の観点から見直しを図り、以下の方針により調整する。

- （ 1 ）両市町で同一あるいは同種の補助金、交付金等については、関係団体の理解と協力を得て、松江市の制度に統一する方向で調整する。
- （ 2 ）独自の補助金、交付金等については、従来の実績等を考慮し、合併後の市域内での均衡を保つよう調整する。
- （ 3 ）整理統合できる補助金、交付金等については、関係団体と協議し、統合または廃止するよう調整する。

(参考資料)

## 補助金、交付金等に関する根拠法令

『地方自治法』

(寄付又は補助)

第232条の2 普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄付又は補助をすることができる。

補助金、交付金等一覧（平成21年度予算）

	松江市	東出雲町
議会費	政務調査費補助金	政務調査交付金
総務費	地区交通安全対策協議会補助金 交通安全育成団体補助金 交通安全モデル地区補助金  町内会・自治会連合会事業補助金  町内会自治会活動支援事業補助金  防犯灯設置事業補助金 防犯灯電気代補助金  町内自治会集会所整備事業補助金  コミュニティ助成事業費  鹿島地域振興特定事業費補助金 鹿島いきいきまちづくり事業補助金 川から海へ大航海 in 鹿島実行委員会補助金 島根町地域コミュニティ支援事業費 美保関地域いきいきまちづくり事業補助金 美保関地域振興特定事業費 美保関地域祭・行事等事業費 八雲いきいきまちづくり事業補助金 玉湯町内会自治会活動支援事業補助金 玉湯地域振興特定事業費補助金 宍道地域いきいきまちづくり事業補助金 宍道地域振興特定事業費補助金 八束子ども見守り安全対策事業費 八束島弁タイムス発刊事業費 八束婦人会まちづくり活動事業費  男女共同参画センター運営事業補助金 男女共同参画研修事業補助金 DV対策支援事業補助金  小中高生通学助成事業費 バス停上屋整備事業補助金  消費者問題研究会補助金	町交通安全協会補助金 町交通安全対策協議会補助金  町交通安全母の会補助金  地区運営費補助金  防犯灯維持管理補助金 防犯灯修繕助成  公会堂維持管理補助金 地区公会堂・集会所等の整備事業費補助金 みんなで暮らしやすい地域をつくるための支援事業費補助金（ハード）  コミュニティ助成事業  みんなで暮らしやすい地域をつくるための支援事業費補助金（ソフト） ざいごフェスティバルイベント助成金
	民生費	社会福祉協議会運営費等助成 地区社会福祉協議会活動支援事業費  民生児童委員協議会補助金  ボランティアセンター運営事業費 屋内ゲートボール場運営費 松江市福祉団体育成事業費 健康福祉フェスティバル実施事業費 母子寡婦団体活動費助成金 松江市ひとり親家庭等高校通学費助成

	松江市	東出雲町
民生費	<p>老人クラブ連合会助成 松江市シルバー人材センター補助金 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金 福祉施設整備費補助金 老人保健施設利子補給</p> <p>八束健康グランドゴルフ大会開催事業費 八束高齢者ふれあい福祉大会開催事業費</p> <p>母親クラブ活動費助成 松江福祉会運営補助金</p> <p>認可外保育施設保育料軽減事業補助金（第3子軽減） 松江市認可外保育施設入所児童処遇改善補助金</p> <p>保育所施設整備費補助金 児童福祉施設整備借入金償還元金助成金 私立保育所運営費 管外保育所運営費 松江市私立保育所運営費補助金（単独） 松江市保育研究会補助金 障害児等保育対策事業費補助金 特別保育事業費補助金</p> <p>地域活動支援センター事業費 障害者通所サービス利用促進事業費 小規模授産施設運営補助費 障害者団体育成事業費 障害者施設製品販売助成事業費 障害者福祉大会等開催地補助金</p>	<p>東出雲町高齢者クラブ活動事業補助金 ねんりん活用センター運営補助金 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金 ケアセンター千鳥建設資金利子助成金</p> <p>認可外保育所 第3子軽減補助 認可外保育処遇改善事業補助金 東出雲町認定保育所通園補助金 東出雲町認定保育所施設運営費補助金</p> <p>地域活動支援センター機能強化事業補助金 障害者通所サービス利用促進事業補助金</p> <p>福祉バス運行事業補助金 子ども遊園地遊具設置事業補助金</p>
衛生費	<p>健康まつえ21推進事業費</p> <p>一般不妊治療事業費</p> <p>家庭用生ごみ処理機購入補助金 ごみ集積施設整備事業費</p> <p>業務用生ごみ処理機設置事業補助金 再資源化等推進事業補助金</p> <p>太陽光発電導入促進事業費補助金（緊急経済対策）</p>	<p>東出雲町母子保健推進協議会補助金 東出雲町町食品衛生協議会補助金 東出雲町食生活改善推進協議会補助金 新生児聴覚検査費助成</p> <p>一般不妊治療費補助金</p> <p>生ごみ処理機購入費補助金 廃棄物集積場等設置補助金</p> <p>今宮春日地区ゴミ搬入対策協議会補助金 町住宅改修促進補助金（太陽発電）</p>
農林水産業費	<p>農地流動化奨励金</p> <p>担い手対策事業費補助金</p> <p>担い手支援事業</p> <p>市単独補助基盤整備補助金</p> <p>稲作振興対策事業</p> <p>肉用牛ヘルパー活用事業費 肉用牛放牧対策事業費 優良乳用牛導入事業費</p> <p>松江八束森林組合指導補助金</p> <p>有害鳥獣駆除対策補助金</p>	<p>農地流動化奨励金</p> <p>担い手リース支援事業補助金</p> <p>集落担い手検討会議設置補助金</p> <p>東出雲町農業用施設整備事業費補助金</p> <p>東出雲町産地づくり交付金（単独）</p> <p>繁殖優良牛導入事業補助金</p> <p>松江八束森林組合社会保険料支援助成金</p> <p>有害鳥獣駆除事業委託料</p> <p>鳥インフルエンザ防疫対策事業費補助金</p> <p>土地改良事業登記業務補助金</p>

	松江市	東出雲町
農林水産業費	拡大造林事業 市営造林事業（補助） 市営造林事業（単独） 公営造林事業 水源かん養林整備事業 緑の森再生事業	造林促進町単独助成金  需給調整円滑化推進交付金 放牧推進事業補助金 東出雲町農地農業用施設災害復旧事業分担補助金 地産地消推進事業費補助金 猪等対策助成金 森林整備地域活動支援助成金
商工費	観光協会事業費補助金  まつえ北商工会事業補助金 まつえ南商工会事業補助金  島根県中小企業団体中央会補助金  創業スペース支援事業補助金  チャレンジショップ補助金 チャレンジショップ空店舗改装支援事業補助金 地域商業モデル構築事業補助金 雇用対策及び経営支援信用保証料補給金 長期経営安定緊急資金（原油高騰関連分）信用保証料補給金 資金繰り円滑化支援緊急資金信用保証料補給金 中小企業従事者技術研修事業補助金  企業立地奨励補助金 松江市情報サービス産業等立地促進補助金 企業立地支援補助金  中小企業融資資金預託金 中小企業融資保証料補助金  中海圏域産業技術展補助金 NEW松江菓子海外市場開発事業費補助金 中小企業販路拡大出展補助金 Ruby City MATSUE プロジェクト事業費 インキュベーション施設卒業企業支援補助金  文化協会委託料  郷土行事等振興補助金（鹿島） クリエイティブフェスタ in 鹿島実行委員会補助金 海のまちサマーフェスティバル開催経費（島根） 伝統工芸品育成事業費（八雲） 宍道地域郷土行事等振興補助金 宍道地域伝統工芸品育成事業費	町観光物産協会補助金  町商工会補助金 中小企業支援事業費補助金（商工会事業）  中小企業団体中央会助成金  創業スペース支援事業費補助金  中小企業設備貸与事業保証金助成事業  ひがしいずも産業元気アップ事業 ・地域ブランド育成支援事業 ・空き店舗を活用した創業支援事業 ・新製品、新技術開発助成事業 ・ものづくり産業等設備購入助成事業  企業立地促進助成金  中小企業制度融資預託  中海圏域産業技術展負担金  文化協会補助金  町住宅改修促進補助金（エコ給湯器、住宅改修）
土木費	まちなか居住促進事業費 矢田渡船補助金 松江市伝統美観保存区域等修景事業費補助金 松江市私道整備助成事業補助金 中古木造住宅取得等支援事業補助金	東出雲町がけ地近接等危険住宅移転事業補助金

	松江市	東出雲町
消防費		消防団分団運営補助金
教育費	<p>松江市教育研究活動助成（各種）            学校教育育成事業生徒指導関係補助金（各種）            学校教育育成事業各種補助金            遠距離通学費補助金（小中学校）            松江市学校保健団体事業補助金            松江市学校体育育成事業補助金（小中学校）            特別支援教育就学奨励事業費（小中学校）</p> <p>松江市小学校長会補助金            松江市中学校長会補助金            松江市小学校教頭会補助金            松江市中学校教頭会補助金            松江市専修学校運営補助金</p> <p>松江市校（園）長会助成金</p> <p>公立幼稚園就園奨励費補助金</p> <p>私立幼稚園保育料軽減補助金            私立幼稚園就園奨励費補助金            私立幼稚園定期健康診断費補助金            私立幼稚園廃棄物処理費補助金</p> <p>松江市放課後児童健全育成事業費補助金</p> <p>活動する市民グループ活動育成事業補助金（同和）</p> <p>婦人団体育成事業補助金            P T A 育成事業補助金            公民館振興事業費（各種）</p> <p>地域体育協会育成事業費            松江体育協会育成事業費            市民体育祭大運動会開催事業費            スポーツ振興基金事業            松江市スポーツ・レクリエーション協会加盟団体助成金            スポーツ少年団育成助成</p> <p>浜田・益田間駅伝大会出場派遣費補助事業            まつえレディースマラソン事業費            各種大会誘致補助金            体育指導委員活動費            美保関分地域スポーツクラブ育成事業            宍道分宍道スポーツクラブ補助金            全国大会等出場選手激励金            国体選手激励金            宝塚市スポーツ交流事業</p> <p>指定文化財維持管理費補助金</p> <p>八束スポーツ少年団ぼたんカップ開催事業費            たまゆ文化交流事業補助金            文化鑑賞事業費（美保関）</p>	<p>町教育研究会補助金            教員社会見学補助金            総合的学習補助金            県大会等派遣補助金            遠距離通学生徒補助金            子ども安全安心推進事業補助金            芸術文化振興助成金            特別支援教育補助金</p> <p>公立幼稚園就園奨励費補助金</p> <p>町子ども会育成連絡協議会補助金            いきいき子ども活動事業補助金            婦人会活動費補助金            町 P T A 連絡協議会活動費補助金</p> <p>町体育協会補助金</p> <p>町民体育大会委託料</p> <p>県スポレク祭派遣費補助金            スポーツ少年団活動補助金            スポーツ少年団等大会出場補助金            しおかぜ駅伝派遣費補助金</p> <p>総合型地域スポーツクラブ設置事業</p> <p>社会人全国大会等出場激励金</p> <p>尾道スポーツ交流事業</p>

## 最近の合併事例における補助金、交付金等の取扱いについて

市町村名 合併年月日	関係市町村		合併 方式	取扱い内容
	市町村名	人口 (H17国調)		
小林市 (宮崎県) H22.3.31 (予定)	小林市	38,923	編入	<p>1. <u>同一又は同種の補助金、交付金等については、原則として小林市の制度等に統一する。</u></p> <p>2. <u>独自の補助金、交付金等については、その公益性及び必要性について検討した上で、他の補助金制度との均衡を考慮し調整する。</u></p> <p>3. <u>整理統合できる補助金、交付金等については、統合または廃止の方向で調整する。</u></p>
	西諸県郡 野尻町	8,670		
長野市 (長野県) H22.1.1 (予定)	長野市	378,512	編入	<p>各種団体への補助金等は、従来からの経緯、実情等に配慮し、次のとおり調整する。</p> <p>1 <u>長野市と信州新町又は中条村で同一又は同種の補助金等については、できるだけ早い時期に関係団体の理解と協力を得て、統合する。</u></p> <p>2 <u>長野市、信州新町及び中条村独自の補助金等については、合併後の市域内の均衡を失わないよう調整する。</u></p>
	上水内郡 信州新町	5,535		
	上水内郡 中条村	2,525		
前橋市 (群馬県) H21.5.5	前橋市	318,584	編入	<p>補助金、交付金等については、その事業目的、効果を総合的に勘案し、公共的必要性、有効性及び公平性の観点から<u>合併後速やかに調整を図るものとする。</u></p>
	勢多郡 富士見村	22,320		
富士市 (静岡県) H20.11.1	富士市	236,474	編入	<p><u>富士市の制度に統一する。</u></p> <p>ただし、<u>富士川町独自の補助金、交付金等については、文化的、歴史的状況を踏まえ、合併後の市域全体における均衡を失わない範囲で調整を図るものとする。</u></p>
	庵原郡 富士川町	16,823		
熊本市 (熊本県) H20.10.6	熊本市	669,603	編入	<p>両市町で<u>同一または同種の補助金等については、原則として合併時に熊本市の例により統合する。</u></p> <p>ただし、<u>富合町独自の補助金等は、これまでの経緯、実績等を配慮し調整するものとする。</u></p>
	下益城郡 富合町	7,962		
福島市 (福島県) H20.7.1	福島市	290,869	編入	<p>補助金、交付金等については、<u>原則として、合併時に福島市の制度に統一する。</u>ただし、<u>一部の補助金等については、地域特性や経緯を踏まえ、当該制度の目的を総合的に勘案して調整する。</u></p>
	伊達郡 飯野町	6,488		

議案（ 14 ）

防災関係の取扱いについて、下記のとおり提案する。

平成 22 年 1 月 13 日提出

松江市・東出雲町合併任意協議会会長 松 浦 正 敬

防災関係の取扱いについて

- （ 1 ）防災会議、水防協議会及び国民保護協議会については、それぞれ松江市の組織に統一する。
- （ 2 ）地域防災計画、水防計画及び国民保護計画については、それぞれ合併後速やかに見直しを行う。ただし、見直しを行うまでの間は、両市町の計画を地区毎に適用する。
- （ 3 ）防災行政無線については、当分の間、両市町それぞれのシステムを利用し、合併後に統合を検討する。

(参考資料)

## 防災関係の取扱いに関する根拠法令(抜粋)

『災害対策基本法』

(市町村の責務)

第5条 市町村は、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。

- 2 市町村長は、前項の責務を遂行するため、消防機関、水防団等の組織の整備並びに当該市町村の区域内の公共的団体等の防災に関する組織及び住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織(第8条第2項において「自主防災組織」という。)の充実を図り、市町村の有するすべての機能を十分に発揮するように努めなければならない。
- 3 消防機関、水防団その他市町村の機関は、その所掌事務を遂行するにあたっては、第1項に規定する市町村の責務が十分に果たされることとなるように、相互に協力しなければならない。

(都道府県防災会議の組織)

第15条 都道府県防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

- 2 会長は、当該都道府県の知事をもつて充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもつて充てる。
  - (1) 当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員
  - (2) 当該都道府県を警備区域とする陸上自衛隊の方面総監又はその指名する部隊若しくは機関の長
  - (3) 当該都道府県の教育委員会の教育長
  - (4) 警視総監又は当該道府県の道府県警察本部長
  - (5) 当該都道府県の知事がその部内の職員のうちから指名する者
  - (6) 当該都道府県の区域内の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県の知事が任命する者
  - (7) 当該都道府県の地域において業務を行なう指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから当該都道府県の知事が任命する者
- 6 都道府県防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。
- 7 専門委員は、関係地方行政機関の職員、当該都道府県の職員、当該都道府県の区域内の市町村の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から、当該都道府県の知事が任命する。

8 前各項に定めるもののほか、都道府県防災会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める基準に従い、当該都道府県の条例で定める。

(市町村防災会議)

第16条 市町村に、当該市町村の地域に係る地域防災計画の作成及びその実施の推進のため、市町村防災会議を置く。

2～5 (略)

6 市町村防災会議の組織及び所掌事務は、都道府県防災会議の組織及び所掌事務の例に準じて、当該市町村の条例(第2項の規定により設置された市町村防災会議にあっては、規約)で定める。

『原子力災害対策特別措置法』

(目的)

第1条 この法律は、原子力災害の特殊性にかんがみ、原子力災害の予防に関する原子力事業者の義務等、原子力緊急事態宣言の発出及び原子力災害対策本部の設置等並びに緊急事態応急対策の実施その他原子力災害に関する事項について特別の措置を定めることにより、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号。以下「規制法」という。)、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)その他原子力災害の防止に関する法律と相まって、原子力災害に対する対策の強化を図り、もって原子力災害から国民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、この法律又は関係法律の規定に基づき、原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策の実施のために必要な措置を講ずること等により、原子力災害についての災害対策基本法第4条第1項及び第5条第1項の責務を遂行しなければならない。

『武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律』

(市町村の国民の保護に関する計画)

第35条 市町村長は、都道府県の国民の保護に関する計画に基づき、国民の保護に関する計画を作成しなければならない。

2 前項の国民の保護に関する計画に定める事項は、次のとおりとする。

(1) 当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置の総合的な推進に関する事項

(2) 市町村が実施する第16条第1項及び第2項に規定する国民の保護のための措置に関する

事項

( 3 ) 国民の保護のための措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項

( 4 ) 国民の保護のための措置を実施するための体制に関する事項

( 5 ) 国民の保護のための措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項

に関する事項

( 6 ) 前各号に掲げるもののほか、当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置に関し市町村長が必要と認める事項

3 市町村長は、その国民の保護に関する計画の作成に当たっては、指定行政機関の国民の保護に関する計画、都道府県の国民の保護に関する計画及び他の市町村の国民の保護に関する計画との整合性の確保を図るよう努めなければならない。

4 市町村長は、その国民の保護に関する計画を作成する場合において、他の市町村と関係がある事項を定めるときは、当該市町村の長の意見を聴かななければならない。

5 市町村長は、その国民の保護に関する計画を作成するとき、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。

6 市町村長は、その国民の保護に関する計画を作成したときは、速やかに、これを議会に報告するとともに、公表しなければならない。

7 ~ 8 ( 略 )

( 市町村協議会の設置及び所掌事務 )

第 3 9 条 市町村の区域に係る国民の保護のための措置に関し広く住民の意見を求め、当該市町村の国民の保護のための措置に関する施策を総合的に推進するため、市町村に、市町村国民保護協議会（以下この条及び次条において「市町村協議会」という。）を置く。

2 市町村協議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

( 1 ) 市町村長の諮問に応じて当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置に関する重要事項を審議すること。

( 2 ) 前号の重要事項に関し、市町村長に意見を述べること。

3 市町村長は、第 3 5 条第 1 項又は第 8 項の規定により国民の保護に関する計画を作成し、又は変更するとき、あらかじめ、市町村協議会に諮問しなければならない。ただし、同項の政令で定める軽微な変更については、この限りでない。

4 ( 略 )

( 市町村協議会の組織 )

第 4 0 条 市町村協議会は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、市町村長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから、市町村長が任命する。

( 1 ) 当該市町村の区域を管轄する指定地方行政機関の職員

( 2 ) 自衛隊に所属する者（任命に当たって防衛大臣の同意を得た者に限る。）

- ( 3 ) 当該市町村の属する都道府県の職員
  - ( 4 ) 当該市町村の副市町村長
  - ( 5 ) 当該市町村の教育委員会の教育長及び当該市町村の区域を管轄する消防長又はその指名する消防吏員（消防本部を置かない市町村にあっては、消防団長）
  - ( 6 ) 当該市町村の職員（前二号に掲げる者を除く。）
  - ( 7 ) 当該市町村の区域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員
  - ( 8 ) 国民の保護のための措置に関し知識又は経験を有する者
- 5～7（略）
- 8 前各項に定めるもののほか、市町村協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

防災関係の現況総括表

項 目		松江市	東出雲町
1 防 災 会 議	条 例	松江市防災会議条例	東出雲町防災会議条例
	設置時期	平成 17 年 3 月 31 日	昭和 38 年 1 月 30 日
	主な業務	地域防災計画を作成し、 実施を推進する。	同左
	委 員	・ 条例定数 60 人以内 ・ 現員数 会長 1 人（市長） 外部委員 35 人 内部委員 19 人 ・ 報酬 5,500 円 （外部委員のみ）	・ 条例定数 21 人 ・ 現員数 会長 1 人（町長） 外部委員 10 人 内部委員 9 人 ・ 報 酬 3,400 円 （外部委員のみ）
2 地 域 防 災 計 画	名 称	松江市地域防災計画	東出雲町地域防災計画
	改 定	平成 19 年 3 月	平成 13 年 12 月
	内 容	・ 風水害対策編 ・ 震災対策編 ・ 各種災害対策編 ・ 原子力災害対策編 ・ 資料編	・ 風水害対策編 ・ 震災対策編 ・ 事故災害対策編 ・ 資料編
3 水 防 協 議 会	条 例	松江市水防協議会条例	東出雲町水防協議会条例
	設置時期	平成 17 年 3 月 31 日	昭和 57 年 12 月 22 日
	主な業務	水防計画その他水防に関する 調査審議	同左
	委 員	・ 現員数 会長 1 人（市長） 外部委員 9 人 内部委員 9 人 ・ 報酬 5,500 円 （外部委員のみ）	・ 現員数 会長 1 人（町長） 外部委員 6 人 内部委員 2 人 ・ 報酬 3,400 円 （外部委員のみ）
4 水 防 計 画	名 称	松江市水防計画	東出雲町水防計画
	改 定	平成 21 年 6 月	平成 8 年 4 月
	内 容	・ 水防体制 ・ 水防活動 ・ 重要水防箇所等	・ 水防体制 ・ 水防活動 ・ 重要水防箇所等

項 目		松江市	東出雲町
5 国民 保護 協議 会	条 例	松江市国民保護協議会条例	東出雲町国民保護協議会条例
	設置時期	平成 18 年 3 月 31 日	平成 18 年 3 月 10 日
	主な業務	国民保護計画を作成し、 その実施を推進する。	国民保護計画を作成し、 その実施を推進する。
	委 員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例定数 60 人以内</li> <li>・ 現員数 会長 1 人（市長） 外部委員 38 人 内部委員 19 人</li> <li>・ 報酬 5,500 円 (外部委員のみ)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例定数 20 人以内</li> <li>・ 現員数 会長 1 人（町長） 外部委員 9 人 内部委員 9 人</li> <li>・ 報 酬 3,400 円 (外部委員のみ)</li> </ul>
6 国民 保護 計 画	名 称	松江市国民保護計画	東出雲町国民保護計画
	制 定	平成 19 年 3 月 23 日	平成 19 年 3 月 16 日
	内 容	武力攻撃やテロ攻撃等に対する市民 の安全確保対策 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平素からの備えや予防</li> <li>・ 武力攻撃事態等への対処</li> <li>・ 復旧等</li> <li>・ 緊急対処事態への対処</li> </ul>	武力攻撃やテロ攻撃等に対する町民 の安全確保対策 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平素からの備えや予防</li> <li>・ 武力攻撃事態等への対処</li> <li>・ 復旧等</li> <li>・ 緊急対処事態への対処</li> </ul>
7 防 災 行 政 無 線	移動系 無 線	ぼうさいまつえし <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 周波数 260MHz</li> <li>・ 基地局 1 局</li> <li>・ 中継局 4 局</li> <li>・ 移動局 417 局</li> </ul> (可搬型 178, 車載型 25, 携帯型 214)	ぼうさいひがしいずも <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 周波数 466.6625MHz</li> <li>・ 基地局 1 局</li> <li>・ 移動局 58 局</li> </ul> (可搬型 20, 車載型 8, 携帯型 17, 車携帯型 13)
	同報系 無 線	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H21 年度 実施計画</li> <li>・ H22～25 年度 整備工事 (屋外スピーカー約 300 基)</li> </ul>	

## 最近の合併事例における防災関係の取扱いについて

市町村名 合併年月日	関係市町村		合併の 方式	取扱い内容
	市町村名	人口 (H17国調)		
小林市 (宮崎県) H22.3.23 (予定)	小林市	38,923	編入	1. <u>防災行政無線については、現行のまま、新市に引き継ぎ、統合するよう調整する。</u> 2. <u>地域防災計画は、野尻町を含めた計画策定まで、現行の市町の計画を引き継ぐものとする。</u> なお、合併後1年を目処に災害時の避難勧告や指揮命令系統などに支障がないよう調整する。
	西諸県郡 野尻町	8,670		
長野市 (長野県) H22.1.1 (予定)	長野市	378,512	編入	長野市の制度に統一する。ただし、 1 信州新町の犀川警戒配備基準については、合併後の組織・機構に合わせ、合併時まで修正する。 2 <u>地域防災計画、水防計画及び国民保護計画については、合併後に計画の見直しを行う。</u> 3 <u>防災行政無線システムについては、現行のとおりとし、早期に新システムに統合する。</u> 4 信州新町の災害時における応急対策資機材提供に関する協定は、長野市に引き継ぐ。 5 信州新町及び中条村の地域独自の防災訓練も継続して実施していく。 6 消防団の装備については、現行のとおりとする。
	上水内郡 信州新町	5,535		
	上水内郡 中条村	2,525		
高崎市 (群馬県) H21.6.1	高崎市	245,100	編入	(1) <u>地域防災計画については、新市において速やかに策定する。</u> (2) 災害対策本部については、本庁に本部を設置し、支所については、被災状況に応じて本部の機能を補助するため、現地災害対策本部を設置する。 (3) 災害時応援協定等については、新市の規模を勘案し合併後速やかに調整する。 (4) <u>防災行政無線については、同報系、移動系とも現有施設の有効利用を図るとともに、新市において、早い時期に設備整備に向けての検討を行い、統一的な地域防災行政無線の整備を図る。</u>
	多野郡 吉井町	24,987		

市町村名 合併年月日	関係市町村		合併の 方式	取扱い内容
	市町村名	人口 (H17国調)		
熊本市 (熊本県) H20.10.6	熊本市	669,603	編入	<p>1 消防防災のうち下記の熊本市のみの事業については、新市の事業として継続する。(災害備蓄)</p> <p>2 消防補助金等の取扱いについては、合併時に熊本市の例により統合する。</p> <p>3 <u>防災無線の取扱いについては、合併後、<u>富合町にある現行の無線設備を継続利用する。</u></u></p>
	下益城郡 富合町	7,962		
福島市 (福島県) H20.7.1	福島市	290,869	編入	<p>(1) <u>防災関係事業については、合併時に福島市の制度に統一する。</u></p> <p>1. 地域防災計画</p> <p>2. 災害対策本部</p> <p>3. 防災施設及び</p> <p>4. 避難場所の指定</p> <p>5. 罹災証明(自然風水害)</p> <p>(2) <u>災害が発生した場合の指定避難場所は、<u>現行のとおりとする。</u></u></p>
	伊達郡 飯野町	6,488		

議案（ 15 ）

広報、広聴事業の取扱いについて下記のとおり提案する。

平成 22 年 1 月 13 日提出

松江市・東出雲町合併任意協議会会長 松 浦 正 敬

広報、広聴事業の取扱いについて

- （ 1 ） 広報紙については、松江市の例に統一するように調整する。
- （ 2 ） 広聴事業については、松江市の例により実施する。

(参考資料)

広報

	種類	発行日	発行部数	事業内容	備考
松江市	市報松江	毎月 1日	73,400部	・民間業者から自治会長(広報配布担当者)へ配送 ・各公民館及び公的施設に設置 ・松江会員及び観光大使等に郵送	内容はすべて ホームページに掲載
	支所だより	毎月 1日	14,200部 (7支所合計)	・市報松江にあわせて各支所管内に配布	
東出雲町	広報きらり	毎月 5日	4,900部	・自治会を通じて全戸配布 (シルバークンセンター職員が区長宅へ配布) ・一部民間アパートは管理人経由で配布 ・各公民館及び町内スパーに設置 ・町人会員に郵送 ・町出身者で町外在住者の希望者に郵送(無料)	内容はすべて ホームページに掲載
	おしらせ版	毎月 5日 20日	4,500部	・自治会を通じて全戸配布 (シルバークンセンター職員が区長宅へ配布) ・一部民間アパートは管理人経由で配布 ・各公民館及び町内スパーに設置	

広聴

	個別広聴	集団広聴
松江市	(市民の声) 市長への手紙、市長へのメール、メール、FAX、電話 だんだん市長室	市長と語る のまちづくり まちかどトーク 施設見学 陳情・要望
東出雲町	メール、電話、FAX、町政に対する意見・質問手紙(用紙は、年2回 広報紙に添付:切手不要)	春・秋季区長会(年2回) 町政座談会(随時)

議案（ 16 ）

民生児童委員の取扱いについて、下記のとおり提案する。

平成 22 年 1 月 13 日提出

松江市・東出雲町合併任意協議会会長 松 浦 正 敬

民生児童委員の取扱いについて

- （ 1 ） 合併後の市の民生児童委員及び主任児童委員の定数については、平成 22 年 1 月 2 日改選時の定数の合算とする。
- （ 2 ） 合併期日の前日時点で委嘱されていた東出雲町の民生児童委員及び主任児童委員については、松江市に引き継ぐ。
- （ 3 ） 東出雲町の民生児童委員及び主任児童委員の担当区域については、現行のとおり松江市に引き継ぐ。
- （ 4 ） 東出雲町の民生児童委員協議会については、地区民生児童委員協議会として松江市に引き継ぎ、松江市民生児童委員協議会連合会へ加入する。

(参考資料)

## 民生児童委員に関する根拠法令(抜粋)

『民生委員法』

(目的)

第1条 民生委員は、社会奉仕の精神をもつて、常に住民の立場に立つて相談に応じ、及び必要な援助を行い、もつて社会福祉の増進に努めるものとする。

第3条 民生委員は、市(特別区を含む。以下同じ。)町村の区域にこれを置く。

第4条 民生委員の定数は、厚生労働大臣の定める基準に従い、都道府県知事が、前条の区域ごとに、その区域を管轄する市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)の意見をきいて、これを定める。

第5条 民生委員は、都道府県知事の推薦によつて、厚生労働大臣がこれを委嘱する。

2 前項の都道府県知事の推薦は、市町村に設置された民生委員推薦会が推薦した者について、都道府県に設置された社会福祉法(昭和26年法律第45号)第7条第1項に規定する地方社会福祉審議会(以下「地方社会福祉審議会」という。)の意見を聴いてこれを行う。

第6条 民生委員推薦会が、民生委員を推薦するに当つては、当該市町村の議会(特別区の議会を含む。以下同じ。)の議員の選挙権を有する者のうち、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、且つ、社会福祉の増進に熱意のある者であつて児童福祉法(昭和22年法律第164号)の児童委員としても、適当である者について、これを行わなければならない。

2 都道府県知事及び民生委員推薦会は、民生委員の推薦を行うに当たつては、当該推薦に係る者のうちから児童福祉法の主任児童委員として指名されるべき者を明示しなければならない。

第8条 民生委員推薦会は、委員若干人でこれを組織する。

2 委員は、当該市町村の区域の実情に通ずる者であつて、次の各号に掲げるものうちから、それぞれ2人以内を市町村長が委嘱する。

(1)市町村の議会の議員

(2)民生委員

(3)社会福祉事業の実施に関係のある者

(4)市町村の区域を単位とする社会福祉関係団体の代表者

(5)教育に関係のある者

(6)関係行政機関の職員

(7)学識経験のある者

3 (略)

4 (略)

第10条 民生委員には、給与を支給しないものとし、その任期は、3年とする。ただし、補欠の民生委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第13条 民生委員は、その市町村の区域内において、担当の区域又は事項を定めて、その職務を行うものとする。

第14条 民生委員の職務は、次のとおりとする。

(1)住民の生活状態を必要に応じ適切に把握しておくこと。

(2)援助を必要とする者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと。

- (3) 援助を必要とする者が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助を行うこと。
  - (4) 社会福祉を目的とする事業を営業者又は社会福祉に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。
  - (5) 社会福祉法に定める福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）その他の関係行政機関の業務に協力すること。
- 2 民生委員は、前項の職務を行うほか、必要に応じて、住民の福祉の増進を図るための活動を行う。
- 第20条 民生委員は、都道府県知事が市町村長の意見をきいて定める区域ごとに、民生委員協議会を組織しなければならない。
- 2 前項の規定による民生委員協議会を組織する区域を定める場合においては、特別の事情のあるときの外、市においてはその区域を数区域に分けた区域をもつて、町村においてはその区域をもつて1区域としなければならない。
- 第24条 民生委員協議会の任務は、次のとおりとする。
- (1) 民生委員が担当する区域又は事項を定めること。
  - (2) 民生委員の職務に関する連絡及び調整をすること。
  - (3) 民生委員の職務に関して福祉事務所その他の関係行政機関との連絡に当たること。
  - (4) 必要な資料及び情報を集めること。
  - (5) 民生委員をして、その職務に関して必要な知識及び技術の修得をさせること。
  - (6) その他民生委員が職務を遂行するに必要な事項を処理すること。

#### 『児童福祉法』

- 第16条 市町村の区域に児童委員を置く。
- 2 民生委員法（昭和23年法律第198号）による民生委員は、児童委員に充てられたものとする。
- 3 厚生労働大臣は、児童委員のうちから、主任児童委員を指名する。
- 4 前項の規定による厚生労働大臣の指名は、民生委員法第5条の規定による推薦によつて行う。
- 第17条 児童委員は、次に掲げる職務を行う。
- (1) 児童及び妊産婦につき、その生活及び取り巻く環境の状況を適切に把握しておくこと。
  - (2) 児童及び妊産婦につき、その保護、保健その他福祉に関し、サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助及び指導を行うこと。
  - (3) 児童及び妊産婦に係る社会福祉を目的とする事業を営業者又は児童の健全な育成に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。
  - (4) 児童福祉司又は福祉事務所の社会福祉主事の行う職務に協力すること。
  - (5) 児童の健全な育成に関する気運の醸成に努めること。
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、必要に応じて、児童及び妊産婦の福祉の増進を図るための活動を行うこと。
- 2 主任児童委員は、前項各号に掲げる児童委員の職務について、児童の福祉に関する機関と児童委員（主任児童委員である者を除く。以下この項において同じ。）との連絡調整を行うとともに、児童委員の活動に対する援助及び協力を行う。
- 3 （略）
- 4 （略）

(参考資料)

民生児童委員

民生児童委員定数基準

	世帯数	合併前基準			合併後基準			現行民生児童委員協議会数
		下限	上限	定数	下限	上限	定数	
松江市	76,506	213	451	408				28
東出雲町	4,758	24	68	33				1
計	81,264	237	519	441	226	479	441	29

民生児童委員配置基準(国)

人口10万人以上の市	170～360世帯ごとに1人
人口10万人未満の市	120～280世帯ごとに1人
町村	70～200世帯ごとに1人

主任児童委員定数

	定数	備考
松江市	56	28民協×2
東出雲町	3	各小学校区
計	59	

主任児童委員配置基準(国)

民生児童委員協議会の規模	定数
定数39人以下	2
定数40人以上	3

民生委員推薦会

委員構成	松江市	東出雲町
議会の議員	2人	1人
民生委員	2人	1人
社会福祉事業の実施に関係あるもの	2人	1人
区域を単位とする社会福祉関係団体の代表者	2人	1人
教育に関係あるもの	2人	1人
関係行政機関の職員	2人	1人
学識経験者	2人	1人
報酬	5,500円	0円
費用弁償	0円	1,400円

民生児童委員定数

松江市

地区	委員定数		
	民生児童	主任児童	計
1 城東	16人	2人	18人
2 城北	16人	2人	18人
3 城西	16人	2人	18人
4 白潟	9人	2人	11人
5 朝日	11人	2人	13人
6 雑賀	16人	2人	18人
7 津田	21人	2人	23人
8 古志原	23人	2人	25人
9 川津	24人	2人	26人
10 朝酌	6人	2人	8人
11 法吉	17人	2人	19人
12 竹矢	10人	2人	12人
13 乃木	25人	2人	27人
14 忌部	7人	2人	9人
15 大庭	21人	2人	23人
16 生馬	8人	2人	10人
17 持田	10人	2人	12人
18 古江	12人	2人	14人
19 本庄	11人	2人	13人
20 大野	6人	2人	8人
21 秋鹿	6人	2人	8人
22 鹿島	21人	2人	23人
23 島根	14人	2人	16人
24 美保関	20人	2人	22人
25 八雲	18人	2人	20人
26 玉湯	15人	2人	17人
27 宍道	19人	2人	21人
28 八束	10人	2人	12人
計	408人	56人	464人

東出雲町

地区	委員定数		
	民生児童	主任児童	計
1 東出雲	33人	3人	36人
計	33人	3人	36人

議案（ 17 ）

環境衛生業務に係る手数料等の取扱いについて、下記のとおり提案する。

平成 22 年 1 月 13 日提出

松江市・東出雲町合併任意協議会会長 松 浦 正 敬

環境衛生業務に係る手数料等の取扱いについて

- （ 1 ）指定ごみ袋代金については、合併時に松江市の例により統一する方向で調整する。
- （ 2 ）ごみの分別の種類及び方法については、合併時に松江市の例により統一する方向で調整する。
- （ 3 ）ごみの収集回数については、合併時に松江市の例により統一する方向で調整する。
- （ 4 ）自己が直接搬入するごみ処理については、合併時に松江市の例により統一する方向で調整する。

(参考資料)

## 環境衛生業務に関する根拠法令(抜粋)

『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』

(国民の責務)

第2条の3 国民は、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用等により廃棄物の再生利用を図り、廃棄物を分別して排出し、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量その他その適正な処理に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第3条 事業者は、その事業活動に伴つて生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2～3 (略)

(国及び地方公共団体の責務)

第4条 市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量に関し住民の自主的な活動の促進を図り、及び一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努めるとともに、一般廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、職員の資質の向上、施設の整備及び作業方法の改善を図る等その能率的な運営に努めなければならない。

2～3 (略)

『容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律』

(事業者及び消費者の責務)

第4条 事業者及び消費者は、繰り返して使用することが可能な容器包装の使用、容器包装の過剰な使用の抑制等の容器包装の使用の合理化により容器包装廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、分別基準適合物の再商品化をして得られた物又はこれを使用した物の使用等により容器包装廃棄物の分別収集、分別基準適合物の再商品化等を促進するよう努めなければならない。

(地方公共団体の責務)

第6条 市町村は、その区域内における容器包装廃棄物の分別収集に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

ごみの分別・収集・自己搬入等の状況

	松江市	東出雲町
分別種類	4種15分別	4種16分別
可燃ごみ 不燃ごみ	台所ごみ、紙類、布類、草木等 プラスチック・ビニール類、皮革・ゴム類、陶器類、金属類、ガラス類等	台所ごみ、紙類、布類、草木等 プラスチック・ビニール類、皮革・ゴム類、陶器類、金属類、ガラス類等
粗大ごみ	家具、自転車、パイプ椅子、寝具等	可燃性粗大、 不燃性粗大
資源ごみ	缶類 びん類 ペットボトル 新聞紙 ダンボール 紙パック 雑誌・広告・チラシ類 古着 プラスチック製容器包装 その 他紙製容器包装 廃食油 使用済割り箸	缶類 びん類 ペットボトル 新聞紙 ダンボール 紙パック 雑誌・広告・チラシ類 古着 プラスチック製容器包装 その 他紙製容器包装 乾電池 蛍光管
指定ごみ袋	松江市	東出雲町
可燃(20リットル)	12円/枚	なし
可燃(30リットル)	15円/枚	15円/枚
可燃(45リットル)	18円/枚	18円/枚
不燃(30リットル)	16円/枚	なし
不燃(45リットル)	19円/枚	30円/枚
リサイクル(30リットル)	16円/枚	12円/枚
リサイクル(45リットル)	19円/枚	15円/枚
収集回数		
可燃ごみ	週2回	週2回
不燃ごみ	2週間に1回	月2回
資源ごみ(プラスチック製容器包装)	週1回	週1回
資源ごみ(紙製容器包装・古紙・古着類)	2週間に1回	月2回
資源ごみ(缶・びん・ペットボトル)	リサイクルステーション(常設)*別表 随時回収	月2回
資源ごみ その他	廃食油、使用済み割り箸 随時 拠点回収	乾電池:4,8,12月の月2回 専用袋【無料】 蛍光管:月1回 拠点回収

収集回数	松江市	東出雲町
粗大ごみ	年(4月～3月)に2回(電話申込み)1回について2個まで無料で収集	自己搬入 可燃性粗大 (松江市南工場へ) 不燃性粗大 (姫津クリーンセンターへ)
利用処理施設		
可燃性ごみ	松江市北工場(焼却場)	松江市北工場(焼却場)
可燃性ごみ	松江市南工場(焼却場)	松江市南工場(焼却場)
不燃性ごみ	エコステーション松江	姫津クリーンセンター
不燃性ごみ	宍道リサイクルセンター	
不燃性ごみ	美保関不燃物処理場	
資源ごみ	西持田リサイクルプラザ	姫津クリーンセンター
資源ごみ	川向リサイクルプラザ	川向リサイクルプラザ
ごみ処理(自己搬入)		
可燃ごみ(家庭系)	400円/100kg	800円/100kg
"(事業系)	1,500円/100kg	1,890円/100kg
不燃ごみ(家庭系)	400円/100kg	800円/100kg
"(事業系)	1,500円/100kg	なし

## 松江市リサイクルステーション設置状況

リサイクルステーション：資源物（缶、びん、ペットボトル）を出す場所

主な設置場所：公民館等公共施設、ごみ集積所、商店、団地入り口等

地区名・設置数

橋北地区：146箇所

〔大野地区〕11、〔秋鹿地区〕13、〔古江地区〕14、〔生馬地区〕13、〔城西地区〕10、  
〔城北地区〕9、〔法吉地区〕16、〔城東地区〕11、〔川津地区〕20、〔持田地区〕11、  
〔朝酌地区〕6、〔本庄地区〕12

橋南地区：106箇所

〔忌部地区〕8、〔乃木地区〕19、〔雑賀地区〕8、〔白瀧地区〕4、〔朝日地区〕8、  
〔古志原地区〕16、〔津田地区〕13、〔竹矢地区〕13、〔大庭地区〕17

旧八束郡地区：161箇所

〔鹿島地区〕20、〔島根地区〕21、〔美保関地区〕36、〔八雲地区〕15、  
〔玉湯地区〕20、〔宍道地区〕31、〔八束地区〕18

合計 28地区

413箇所

## 最近の合併事例における環境衛生業務の取扱い

市町村名 合併年月日	関係市町村		合併 方式	取扱い内容
	市町村名	人口 (H17国調)		
佐世保市 (長崎県) H22.3.31(予定)	佐世保市	248,041	編入	<p>佐世保市の制度に合わせる。</p> <p>ごみの収集回数については、ごみ減量化・資源化促進等の視点から、2町の制度見直しを行い、可燃ごみを週2回、不燃ごみを月1回、資源物を月2回収集とする。</p> <p>また、粗大ごみについては、電話予約等による随時戸別訪問収集とする。</p>
	北松浦郡江迎町	5,922		
	北松浦郡鹿町町	5,390		
宮崎市 (宮崎県) H22.3.23(予定)	宮崎市	310,123	編入	宮崎市の制度等に統一する。
	宮崎郡清武町	28,696		
高崎市 (群馬県) H21.6.1	高崎市	245,100	編入	<p>ごみの分別については、当面現行どおりとし、平成23年度を目途に調整し統一する。</p> <p>指定ごみ袋については、高崎市のごみ袋の規格を基本として、合併時までに調整し統一する。なお、ごみ処理経費の住民負担のあり方については、引き続き研究するものとする。</p> <p>ごみ処理手数料については、合併時までに高崎市の制度等に統一する。</p> <p>臨時ごみ収集については、当面現行どおりとし、平成23年度を目途に調整し、統一する。</p> <p>し尿収集については、当面現行どおりとし、新市において調整する。</p> <p>一般廃棄物処理業の許可証交付手数料については、合併時までに高崎市の制度等に統一する。</p>
	多野郡吉井町	24,987		
前橋市 (群馬県) H21.5.5	前橋市	318,584	編入	<p>ごみの分別及び収集については、新市に移行後も当分の間、現行のままとし、段階的に調整する。ただし、犬、猫等の小動物の死体収集については、前橋市の制度に統一する。</p> <p>ごみ処理手数料については、前橋市の制度に統一する。</p> <p>し尿収集については、現行のままとする。ただし、し尿収集手数料及び負担軽減助成金については、前橋市の制度に統一する。</p>
	勢多郡富士見村	22,320		

市町村名 合併年月日	関係市町村		合併 方式	取扱い内容
	市町村名	人口 (H17国調)		
富士市 (静岡県) H20.11.1	富士市	236,474	編入	<p>富士川町の清掃事業については、住民生活への影響を考慮し、次のとおり調整する。</p> <p>可燃ごみについては、合併時富士市の制度に統一し、富士市環境クリーンセンターで処理することとする。</p> <p>可燃ごみ以外については、合併前の富士市及び富士川町の制度を継続し、平成21年4月から富士市の制度に統一する。</p> <p>集積場所については、新市の均衡を失しない範囲で平成21年3月までに調整を図るものとする。</p>
	庵原郡富士川町	16,823		
福島市 (福島県) H20.7.1	福島市	290,869	編入	合併時に福島市の制度に統一する。
	伊達郡飯野町	6,488		
島田市 (静岡県) H20.4.1	島田市	96,078	編入	ごみ収集作業は、当面は現行のとおりとし、段階的に統合する。
	榛原郡川根町	6,030		
村上市 (新潟県) H20.4.1	村上市	30,685	新設	<p>ごみ処理：新ごみ処理施設の稼動時に分別数を統一する。</p> <p>収集方式：現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>収集方式：現行のまま新市に引き継ぎ、地域の実情を考慮し収集回数を調整する。</p> <p>手数料：現行のまま新市に引き継ぐ。</p>
	岩船郡荒川町	11,105		
	岩船郡神林村	10,135		
	岩船郡山北町	7,291		
	岩船郡朝日村	11,489		

議案（ 18 ）

学校給食費の取扱いについて下記のとおり提案する。

平成 22 年 1 月 13 日提出

松江市・東出雲町合併任意協議会会長 松 浦 正 敬

学校給食費の取扱いについて

学校給食費については、当面、現行のとおりとし、合併後統一する方向で調整する。

(参考資料)

## 学校給食費に関する根拠法令(抜粋)

『学校給食法』抜粋

(経費の負担)

- 第11条 学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるものは、義務教育諸学校の設置者の負担とする。
- 2 前項に規定する経費以外の学校給食に要する経費(以下「学校給食費」という。)は、学校給食を受ける児童又は生徒の学校教育法第十六条に規定する保護者の負担とする。

(国の補助)

- 第12条 国は、私立の義務教育諸学校の設置者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、学校給食の開設に必要な施設又は設備に要する経費の一部を補助することができる。
- 2 国は、公立の小学校、中学校又は中等教育学校の設置者が、学校給食を受ける児童又は生徒の学校教育法第十六条に規定する保護者(以下この項において「保護者」という。)で生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第六条第二項に規定する要保護者(その児童又は生徒について、同法第十三条の規定による教育扶助で学校給食費に関するものが行われている場合の保護者である者を除く。)であるものに対して、学校給食費の全部又は一部を補助する場合には、当該設置者に対し、当分の間、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、これに要する経費の一部を補助することができる。

## 給食費調査票（1食あたり）

	松江市	東出雲町
小学校児童・教職員	254 円	273 円
中学校生徒・教職員	293 円	318 円
幼稚園		
園児	233 円	250 円
職員	233 円	月額 5,000 円
	旧松江市は牛乳のみ提供 (45 円/本)	

## 調理施設

	施設名	システム	学校		調理能力 (食/日)
			小	中	
松江市	南 学校給食センター	ドライ	6	3	5,600
	北 学校給食センター	ドライ	8	5	5,600
	西 学校給食センター	ドライ	10	2	5,000
	鹿島学校給食センター	ドライ	3	1	1,300
	島根学校給食センター	ドライ	1	1	400
	八雲学校給食センター	ドライ	1	1	1,000
	玉湯小学校給食室	ドライ	2	-	500
	玉湯中学校給食室	ドライ	-	1	300
	宍道学校給食センター	ドライ	2	1	1,200
東出雲町	東出雲町学校 給食共同調理場	ドライ	3	1	1,650

議案（ 19 ）

小中学校の通学区域等の取扱いについて、下記のとおり提案する。

平成22年1月13日提出

松江市・東出雲町合併任意協議会会長 松 浦 正 敬

小中学校の通学区域等の取扱いについて

小中学校の通学区域については、現行のとおりとする。

ただし、東出雲町が松江市へ教育事務の委託を行っている学齢児童及び学齢生徒の居住地については、通学距離や生活圏域等を考慮し、合併時に通学区域を変更する。

(参考資料)

## 小中学校の通学区域等に関する根拠法令(抜粋)

『学校教育法施行令』

(入学期日等の通知、学校の指定)

第5条 市町村の教育委員会は、就学予定者で次に掲げる者について、その保護者に対し、翌学年の初めから2月前までに、小学校又は中学校の入学期日を通知しなければならない。

(1) 就学予定者のうち、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者(身体虚弱者を含む。)で、その障害が、第22条の3の表に規定する程度のもの(以下「視覚障害者等」という。)以外の者

(2) 視覚障害者等のうち、市町村の教育委員会が、その者の障害の状態に照らして、当該市町村の設置する小学校又は中学校において適切な教育を受けることができる特別の事情があると認める者(以下「認定就学者」という。)

2 市町村の教育委員会は、当該市町村の設置する小学校又は中学校が2校以上ある場合には、前項の通知において当該就学予定者の就学すべき小学校又は中学校を指定しなければならない。

3 (略)

『学校教育法』

第38条 市町村は、その区域内にある学齢児童を就学させるに必要な小学校を設置しなければならない。

第39条 (略)

第40条 市町村は、前2条の規定によることを不可能又は不相当と認めるときは、小学校の設置に代え、学齢児童の全部又は一部の教育事務を、他の市町村又は前条の市町村の組合に委託することができる。

第40条の規定は、中学校へ準用する。

『地方自治法』

(事務の委託)

第252条の14 普通地方公共団体は、協議により規約を定め、普通地方公共団体の事務の一部を、他の普通地方公共団体に委託して、当該普通地方公共団体の長又は同種の委員会若しくは委員をして管理し及び執行させることができる。

2～3 (略)

## 小中学校通学区域の現状

### 松江市通学区域

中学校名	小学校名	通学区域
第一中学校	城北小学校	北堀町、奥谷町、東奥谷町、石橋町、大輪町、湍北台、法吉町(中川以西の区域を除く。)、春日町(中川以西の区域を除く。)、黒田町(中川・四十間堀川以西の区域を除く。)、菅田町(国道 431 号線以南、主要地方道松江島根線以西の区域)、うぐいす台
	内中原小学校	殿町(城山区)、西茶町、東茶町、苧町、中原町、片原町、外中原町、内中原町、末次町、堂形町、砂子町、国屋町、黒田町(市道砂子浜佐田線に隣接する一部の地域)、浜佐田町(灘区、椎の木地区)、千鳥町、南平台
	法吉小学校	比津町、比津が丘一丁目、比津が丘二丁目、比津が丘三丁目、比津が丘四丁目、比津が丘五丁目、法吉町(中川以西の区域)、春日町(中川以西の区域)、黒田町(中川・四十間堀川以西の区域。ただし、市道砂子浜佐田線に隣接する一部の区域を除く。)、西法吉町
	生馬小学校	上佐陀町(佐陀川以西の区域を除く。)、下佐陀町、西生馬町、東生馬町、薦津町、浜佐田町(灘区、椎の木地区を除く。)
第二中学校	母衣小学校	末次本町、東本町一丁目、東本町二丁目、東本町三丁目、東本町四丁目、東本町五丁目、殿町(城山区を除く。)、母衣町、北田町、南田町、米子町、向島町、西川津町(京橋川及び朝酌川以南の区域。ただし、大橋川西剣先付近を除く。)、学園南一丁目、学園南二丁目、学園一丁目、学園二丁目(保護者の希望により松江市立川津小学校に通学させることができる。)
	川津小学校	菅田町(国道 431 号線以南、主要地方道松江島根線以西を除く。)、西川津町(大橋川剣先付近、京橋川及び朝酌川以南の区域を除く。)、上東川津町、下東川津町(持田川以東、朝酌川以北の区域は、保護者の希望により松江市立持田小学校に通学させることができる。)
	朝酌小学校	西尾町、朝酌町、福富町、大井町、大海崎町
	持田小学校	福原町、坂本町、川原町、東持田町、西持田町、上本庄町(福原町の自治会に属する区域)

中学校名	小学校名	通学区域
第三中学校	中央小学校	天神町、白潟本町、灘町、魚町、八軒屋町、和多見町、寺町、横浜町、幸町、袖師町、嫁島町、伊勢宮町、御手船場町、大正町、新雑賀町、東朝日町、朝日町、津田町、西津田一丁目、西津田六丁目(1番、2番、5番から9番まで及び11番の一部の区域)、西津田七丁目(1番、2番の一部、11番及び12番の区域)、西川津町(大橋川西剣先付近)
	雑賀小学校	栄町、新町、松尾町、雑賀町、豎町、本郷町、西津田七丁目(2番の一部から10番まで及び13番から18番までの区域)、西津田八丁目、上乃木一丁目(1番、2番、3番の一部、7番、8番の一部、9番から14番まで、15番の一部、26番の一部、27番及び28番の区域)、上乃木二丁目(1番の一部の区域)、上乃木五丁目(1番の一部、3番の一部、4番及び5番の一部の区域)
第四中学校	津田小学校	東津田町、古志原二丁目(21番の一部、22番、23番、24番の一部、28番及び29番)、古志原三丁目(17番、18番)、西津田二丁目、西津田三丁目、西津田四丁目、西津田五丁目、西津田六丁目(3番、4番、10番及び11番の一部から14番までの区域)、西津田九丁目、西津田十丁目
	古志原小学校	古志原一丁目、古志原二丁目(1番から20番まで、21番の一部、24番の一部及び25番から27番まで)、古志原三丁目(1番から16番まで)、古志原四丁目、古志原五丁目(1番から7番まで、8番の一部、9番から15番、17番、18番の一部)、古志原六丁目(1番、2番、3番の一部、4番から18番まで、19番の一部、20番の一部、21番の一部)、古志原七丁目(1番から13番、14番の一部、15番から24番、25番の一部、26番)、八雲台一丁目、八雲台二丁目、上乃木五丁目(12番の一部、13番の一部、17番の一部及び18番の一部の区域)、上乃木六丁目、上乃木七丁目、上乃木八丁目(9番の一部、10番から11番まで、12番の一部、14番から15番まで、16番の一部及び17番から20番の区域)

中学校名	小学校名	通学区域
湖南中学校	古志原小学校	一の谷町、上乃木八丁目(1番から9番の一部、12番の一部、13番及び16番の一部の区域)、上乃木九丁目(3番から7番まで、8番の一部及び17番から26番まで)、上乃木十丁目
	乃木小学校	上乃木一丁目(3番の一部から6番まで、8番の一部、15番の一部、16番から25番まで及び26番の一部の区域)、上乃木二丁目(1番の一部から29番までの区域)、上乃木三丁目、上乃木四丁目、上乃木五丁目(1番の一部、3番の一部、4番、5番の一部、12番の一部、13番の一部、17番の一部及び18番の一部の区域を除く。)、上乃木九丁目(1番、2番、8番の一部及び9番から16番まで)、浜乃木町、浜乃木一丁目、浜乃木二丁目、浜乃木三丁目、浜乃木四丁目、浜乃木五丁目、浜乃木六丁目、浜乃木七丁目、浜乃木八丁目、乃白町、乃木福富町、田和山町、西嫁島一丁目、西嫁島二丁目、西嫁島三丁目
	忌部小学校	西忌部町、東忌部町、玉湯町玉造(湯田地区)、大谷(7地区の一部)
湖東中学校	竹矢小学校	矢田町(山代町に隣接する一部地域を除く。)、青葉台、竹矢町、馬瀨町、八幡町、富士見町
	大庭小学校	大庭町、山代町、古志原五丁目(8番の一部、16番、18番の一部)、古志原六丁目(3番の一部、19番の一部、20番の一部、21番の一部、22番)、古志原七丁目(14番の一部、25番の一部、27番から30番まで)、佐草町、大草町、矢田町(山代町に隣接する一部地域)
本庄中学校	本庄小学校	手角町、長海町、野原町、枕木町、邑生町、新庄町、上宇部尾町、本庄町、上本庄町(福原町の自治会に属する区域を除く。)
湖北中学校	古江小学校	古曾志町、西谷町、古志町、荘成町、西浜佐陀町、上佐陀町(佐陀川以西の区域)
	大野小学校	大野町、上大野町、魚瀬町
	秋鹿小学校	秋鹿町(中組の相谷より西長江に通ずる道路以南)、岡本町、大垣町
	長江小学校	東長江町、西長江町
	中島小学校	秋鹿町(中組の相谷より西長江に通ずる道路以北)

中学校名	小学校名	通学区域
鹿島中学校	恵曇小学校	鹿島町恵曇、手結、片句、佐陀本郷(ただし、昭栄及び古浦の自治会区域に限る。)、武代(ただし、昭栄及び古浦の自治会区域に限る。 ) 及び古浦(ただし、武代及び廻谷の自治会区域を除く。)
	佐太小学校	鹿島町佐陀宮内(ただし、名分の自治会区域を除く。)、佐陀本郷(ただし、昭栄及び古浦の自治会区域を除く。)、武代(ただし、昭栄及び古浦の自治会区域を除く。)、古浦(ただし、武代及び廻谷の自治会区域に限る。 )及び名分(ただし、峯谷及び佐陀宮内の自治会区域に限る。)
	鹿島東小学校	鹿島町御津、上講武、南講武、北講武、名分(ただし、峯谷及び佐陀宮内の自治会区域を除く。)、佐陀宮内(ただし、名分の自治会区域に限る。)
島根中学校	島根小学校	島根町全域
美保関中学校	美保関小学校	美保関町全域
八雲中学校	八雲小学校	八雲町全域
玉湯中学校	玉湯小学校	玉湯町布志名、湯町、林、玉造(湯田地区を除く)、大谷(1 地区)
	大谷小学校	玉湯町大谷(2 地区 ~ 7 地区)
宍道中学校	大谷小学校	宍道町上来待和名佐地区 ( 保護者の希望により玉湯中学校に通学させることができる。 )
	宍道小学校	宍道町宍道、伊志見、白石、佐々布、昭和
	来待小学校	宍道町東来待、西来待、上来待(ただし、上来待和名佐地区を除く。)
八束中学校	八束小学校	八束町全域

東出雲町通学区域

中学校名	小学校名	通学区域
東出雲中学校	出雲郷小学校	大字出雲郷、大字今宮、大字春日、大字内馬、大字須田、 錦新町、意宇南
	揖屋小学校	大字揖屋町（ただし、藤谷町、花水木、星風を除く）、 大字上意東
	意東小学校	大字下意東、大字揖屋町藤谷町、大字揖屋町花水木、大字揖屋 町星風

小学校の学校別児童数、学級数（児童数及び学級数の81条は特別支援学級で内数である。）

市町名	学校名	児童数		学級数		備考
			81条		81条	
松江市	本校 33校	10,354	156	442	68	
	母衣小学校	475	8	20	4	
	城北小学校	593	5	21	2	
	内中原小学校	597	6	21	3	
	中央小学校	390	10	16	4	
	雑賀小学校	257	3	11	1	
	津田小学校	802	8	29	4	
	古志原小学校	688	16	23	4	
	川津小学校	702	3	25	2	
	朝酌小学校	80	1	7	1	
	法吉小学校	627	6	21	2	
	竹矢小学校	362	7	14	2	
	乃木小学校	999	10	31	2	
	忌部小学校	103	1	7	1	
	大庭小学校	575	9	21	2	
	生馬小学校	135	2	7	1	
	持田小学校	274	4	13	2	
	古江小学校	222	6	10	2	
	長江小学校	35	1	6	1	
	本庄小学校	127	1	7	1	
	大野小学校	74	3	8	2	
	秋鹿小学校	72	1	7	1	
	中島小学校	12	1	4	1	
	恵曇小学校	120	4	8	2	
	佐太小学校	97	3	8	2	
	鹿島東小学校	122	3	8	2	
	島根小学校	154	5	8	2	
	美保関小学校	244	2	12	2	
	八雲小学校	396	5	16	2	
	玉湯小学校	276	4	15	3	
大谷小学校	20	0	3	0		
宍道小学校	372	9	17	4		
来待小学校	144	5	8	2		
八束小学校	208	4	10	2		

東出雲町	本校 3校	1,083	14	45	7	
	出雲郷小学校	407	5	16	2	
	揖屋小学校	438	3	17	2	
	意東小学校	238	6	12	3	

合計	本校	11,437	170	487	75	
----	----	--------	-----	-----	----	--

平成21年5月1日現在(学校基本調査より)

中学校の学校別生徒数、学級数（生徒数及び学級数の81条は特別支援学級で内数である。）

市町名	学校名	生徒数		学級数		備考
			81条		81条	
松江市	本校 15校	5,115	79	176	28	
	第一中学校	865	14	26	3	
	第二中学校	768	11	23	2	
	第三中学校	338	6	12	3	
	第四中学校	653	7	21	3	
	湖南中学校	578	7	18	3	
	湖東中学校	489	10	16	2	
	本庄中学校	82	0	3	0	
	湖北中学校	209	2	7	1	
	鹿島中学校	185	4	8	2	
	島根中学校	75	3	5	2	
	美保関中学校	159	6	8	2	
	八雲中学校	207	2	8	2	
	玉湯中学校	139	1	7	1	
	宍道中学校	266	5	10	1	
八束中学校	102	1	4	1		

東出雲町	本校 1校	434	7	15	3	
	東出雲中学校小学校	434	7	15	3	

合計	本校	5,549	86	191	31	
----	----	-------	----	-----	----	--

平成21年5月1日現在(学校基本調査より)

先進事例

最近の合併事例における小中学校の通学区域等の取扱いについて

市町村名 合併年月日	関係市町村		合併 方式	取扱い内容
	市町村名	人口 (H17国調)		
長野市 (長野県) H22.1.1 (予定)	長野市	378,512	編入	通学区域については、現行のとおりとし、通学区外通学及び区域外就学については、長野市の制度に統一する。
	上水内郡 信州新町	5,535		
	上水内郡 中条村	2,525		
清須市 (愛知県) H21.10.5	清須市	55,038	編入	通学区域については、現行のとおりとする。ただし、合併後、必要に応じて清須市通学区域審議会において調整する。
	西春日井 郡春日町	8,320		
日南市 (宮崎県) H21.3.30	日南市	44,227	編入	小中学校・幼稚園の通学区域については、合併後も現行どおり(計画分については計画どおり)とし、新市において、速やかに検討を行う。
	南那珂郡 北郷町	5,073		
	南那珂郡 南郷町	11,614		
福島市 (福島県) H20.7.1	福島市	290,869	編入	現行の通学区域等は継続し、合併時に関係規則等を統合する。
	伊達郡 飯野町	6,488		